

査及び意見を求めなければならない。

前項の場合、賃金委員会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

行政官廳は、前項の意見について公聴會を開いた後に、賃金委員会及び公聴會の意見に基づいて、最低賃金を定めなければならない。

賃金委員会は、必要であると認める場合においては、賃金に関する事項について行政官廳に建議することができる。

地方行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、前三項の規定による手続を経た後に労働に關する主務大臣の承認を受けなければならない。

第三十一條 最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。但し、左の場合においてはこの限りではない。

一 精神又は身體の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官廳の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合。

三 試の使用期間中の者又は所定労働時間の特に短い者について行政官廳の許可を受けた場合

1 その違反について、第百十四條、第百十九條第一項参照。なお、その例外につ

いて、第七十條参照。

2 則一一條。

第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇

労働時間

第三十二條 使用者は、労働者に、休憩時間¹を除き²一日について入時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない^{3,4}。

使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

1 第三十四條参照。

2 その例外について、第三十八條第二項参照。

3 その例外について、第三十二條第二項、第三十三條、第三十六條、第四十條、第四十一條、第六十條。

4 その違反について、第百十九條参照。

5 就業規則を作成する義務のない使用者についてのみ適用がある。則一二條。

6 則二二條二三條。

第三十三條 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合に

労働時間の延長

においては、使用者は、行政官廳の許可を受けて、その必要の限度において前條又は第四十條の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官廳の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならぬ。²
前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官廳がその労働時間の延長を不適當と認める場合においては、その後その延長時間に相當する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができぬ。³

公務のため臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、第八條第十六條の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前條若しくは第四十條の規定による労働時間を延長し、又第三十五條の休日に労働させることができる。

- 1 單なる業務の繁忙その他これに準ずる經營上の必要はこれを認めない。然し急病、ボイラーの爆發その他人命又は公益を保護するための必要は認める。又事業の運営を不可能ならしめるような突發な機械の修理は認めるが、通常豫見される部分的な修理、定期的な手入は認めない。なお許可申請手續について、則一三條
- 2 その違反について、第二百二十條第一號参照。
- 3 則一四條、その違反について、第一百十九條第二號参照。
- 4 一口で云えば非現業の官公吏。

第三十四條 使用者は、労働時間が六時間を超えた場合においては少くとも四十五分、

休憩

八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を、労働時間の途中に與えなければならない。²

前項の休憩時間は、一せいに與えなければならない。⁴ 但し、行政官廳の許可を受けた場合においては、この限りではない。⁵

使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。⁶

- 1 仕事をやめて休息する時間である。手持時間を含まない。食事時間を休憩時間とすることもできる。
- 2 その例外について、第四十條、第四十一條参照。
- 3 工場全體についていう。
- 5 則一五條、例えば交替制によつて労働させること、汽罐土その他危害防止上必要なもの等許可される。
- 4・6 その例外について、第三十八條第二項但書参照。

6 休憩時間の利用について事業場の規律保持上必要な制限を加えることは休憩の

目的を害わない限り差支えない。

第三十五條 使用者は、労働者に對して、毎週少くとも一回の休日²を興えなければならない。³⁴

前項の規定は、四週間を通じ四日以上¹の休日²を興える使用者については適用しない。

休日

- 1 暦の週である。
- 2 就業日における休息時間を算入しない。第二十四時間をいう。
- 3 その例外について、第三十六條、第四十一條参照。
- 4 その違反について、第百十九條第一號参照。

第三十六條 使用者は、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に關する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し又は休日に労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について、二時間を超えてはならない。

- 1 則一六條、一七條。労働協約をも含む。
- 2 その場合の割増賃金について、第三十七條参照。又その例外について、第六十條第一項、第六十一條参照。
- 3 則一八條
- 4 その違反について、第百十九條第一號参照。

第三十七條 使用者が、第三十三條の規定によつて労働時間を延長した場合、前條の規

定によつて労働時間を延長し若しくは休日に労働させた場合、又は午後十時から午前五時（労働に關する主務大臣が必要と認める場合においては、その定める地域又は期間を限つて午後十一時から午前六時とする。）までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を、支拂わなければならない。前項の割増賃金の堂礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

- 1 則一九條二〇條。その違反について、第百十四條、第百十九條第一號参照。
- 2 則二一條。

第三十八條 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に關する規定の適用については通算する。

坑内労働については、労働者が坑口に入つた時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては第三十四條第二項及び第三項の休憩に關する規定は適用しない。

- 1 則二四條。

第三十九條 使用者は、一年間繼續勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して繼續し又は分割した六労働日の有給休暇を與えなければならない。

使用者は、二年以上繼續勤務した労働者に對しては、一年を超える繼續勤務年數一年について、前項の休暇に一労働日を加算した有給休暇を、與えなければならない。但し、この場合において總日數が二十日を超える場合においては、その超える日數については、有給休暇を與えることを要しない。

使用者は、前二條の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に與えると共に、その期間について平均賃金を支拂わなければならない。但し、請求された時季に有給休暇を與えることが、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを與えることができる。

労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり療養のために休業した期間、及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

- 1 その例外について、第七十二條参照。
- 2・4 買取りは許されない。その違反について、第一百十九條第一號参照。
- 3 則二五條一項。
- 5 則二五條二項。その違反について、第一百十四條、第一百十九條第一號参照。
- 6 年次有給休暇の休業の日數は出勤したものと取扱う。

労働時間及び

第四十條 第八條第四號、第五號、第八號乃至第十七號の事業で、公衆の不便を避ける

休憩の特例

ために必要なもの、その他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休憩に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

- 1 則二六條—三三條。その例外については、第六十條第一項参照。

適用の除外

第四十一條 この章及び第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、左の各號の一に該當する労働者については適用しない。

- 一 第八條第六號又は第七號の事業に従事する者
- 二 事業の種類にかかはらず監督若しくは管理の地位にある者、又は機密の事務を取扱う者
- 三 監視又は繼續的労働に従事する者で、使用者が行政官廳の許可を受けた者
 - 1 一般的には局長部長工場長等労働條件の決定その他勞務管理について經營者と一體的な立場にある者の意であるが、名稱にとられず出社、退社等について厳格な制限を受けない者について實體的に判別すべきである。
 - 2 秘書その他職務が經營者又は監督若しくは管理の地位に在る者の活動と一體不可分であつて出社、退社等についての厳格な制限を受けない者

3 則三四條。その許可の基準は次の通りである。

先づ監視に従事する者については(イ)火の番、門番、守衛、水路番、メーカー監視等の如き者は許可する。(ロ)犯罪の看視、交通關係監視等精神緊張の著しく高い者は許可しない。

以上繼續的労働に従事する者については、修繕夫の如きは許可する。貨物の積卸に従事する者、寄宿舎の賄人等については作業時間と手持時間折半の程度迄許可する。鐵道踏切番については一日交通量十往復迄許可する。汽罐夫その他特に危険な業務に従事する者については許可しない。

第五章 安全及び衛生

(本章において「則」とは労働安全衛生規則である。)

危害の防止

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又は、ガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

1 その違反について、第百十九條第一號參照。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させ建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保温、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置、その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を、講じなければならない。

1 その違反について、第百十九條第一號參照。

労働者の健康及び生命の保持に必要な措置

労働者の危害防止事項

第四十四條 労働者は危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

1 その違反について、第百二十條第一號參照。

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準、及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

1 則五九條—四三九條。

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければならない。譲渡し、貸與し又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は豫め行政官廳の認可を受けなければ製造し變更し又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

1 その違反行爲は、私法上無効であり、第百十九條第一號によつて罰せられる。

2 その違反について、第百十九條第一號參照。

3 則三四條—三八條。

第四十七條 前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後に、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に關する主務大臣が指定する他の者に

性能検査

安全装置

危害防止の基準並びに遵守事項

有害物の製造禁止

行わせることができる。

1 則三九條―四三條。

2 その違反については、第百十九條第一號參照。

第四十八條 黄りんまつち、その他命令で定める有害物は、これを製造し、販賣し、輸入し又は販賣の目的で所持してはならない。⁰¹

1 その違反行爲は、私法上無効であり、第百十八條によつて罰せられる。

危険業務の就業制限

第四十九條 使用者は、経験のない労働者に、運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導装置に調帶、調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせ、その他危険な業務に就かせてはならない。⁰²

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。⁰²

前二項の業務の範圍、経験及び技能は命令で定める。⁰³

1・2 その違反については、第百十九條第一號參照。なお、その例外については、第七十條參照。

2 則四四條―四六條。

安全衛生教育

第五十條 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に對して、當該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。⁰¹

労働者の就業禁止

1 その違反については、第百二十條第一號參照。

第五十一條 使用者は、傳染病の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかかつた者については、就業を禁止しなければならない。⁰²

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は命令で定める。⁰³

1 業務が原因である場合には、第七十五條參照。

2 その違反については、第百十九條第一號參照。

3 則四七條。

健康診断

第五十二條 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、醫師に労働者の健康診断をさせなければならない。⁰²

使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の醫師の健康診断を求めて、その結果を證明する書面を、使用者に提出しなければならない。⁰²

使用者は、前二項の健康診断の結果に基づいて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に、必要な措置を講じなければならない。⁰²

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数は、命令で定める。⁰³

1・2 その違反については、第百二十條第一號參照。

3 則四八條―五四條。

第五十三條 一定の事業については、使用者は、安全管理者¹及び衛生管理者²を選任しな

安全管理者及び衛生管理者

なければならない。

前項の事業の種類及び規模、並びに安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に関する事項は命令で定める。

行政官廳が必要と認める場合においては、使用者に對して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

- 1 安全に關する責任擔當者。
- 2 衛生に關する責任擔當者。
- 3 その違反について、第二百二十條第一號參照。
- 4 則一條―三三條。
- 5 その違反について、第二百二十條第三號參照。

第五十四條 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業、又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物又は設備を設置し移轉し又は變更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基いて發する命令で定める危害防止等に關する基準に則り定めた計畫を、工事着手十四日前までに、行政官廳に届け出なければならない。

行政官廳は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計畫の變更を命ずることができる。

- 1 常態においてという意味である。一時的に十人以下になつてもかまわない。
- 2 五五條―五八條。
- 3 その違反について、第二百二十條第一號參照。
- 4 その違反について、第二百十九條第二號參照。

第五十五條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他附屬建物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合には、行政官廳は、使用者に對して、その全部又は一部の使用の停止、變更その他必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を、労働者に命ずることができる。

- 1 その違反について、第二百十九條第二號參照。
- 2 その違反について、第二百二十條第三號參照。

第六章 女子及び年少者

(本章において「則」とは女子(年少者労働基準規則)である。)

第五十六條 満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程、又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りではない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業にかかる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が輕易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二歳以上の児童を、その者の修學時間外に使用することができる。但し、映畫の作製又は演劇の事業については、満十二歳に満たない児童についても同様である。

- 1 労働者としてでなくても、新憲法は、「児童はこれを雇使してはならない」ことを定めている（第二十七條）。
- 2 その違反について、第百十八條参照。なおその例外について、同條第一項但書、第二項、第百二十八條第一項参照。
- 3 則一條。
- 4 例えば、給仕の仕事。
- 5 則三條—五條、一五條。
- 6 第六十條第二項参照。
- 7 例えば、子役など。
- 4・7 に使用する児童の證明書について、第五十七條第二項参照、その深夜業の時刻について、第六十二條第五項参照。

年少者

第五十七條 使用者は、満十八歳に満たない者について、その年齢を證明する戸籍證明

證明

書を事業場に備えつけなければならない。
使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修學に差し支えないことを證明する學校長の證明書、及び親權者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

- 1 則二條。
- 1・4 その違反について、第百二十條参照。
- 2 父又は母（民法第八百七十七條）。
- 3 遺言によつて指定された者、戸主或は親族會など（民法第九百一條—第九百四十條）。
- 4 則六條—九條。

第五十八條 親權者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。親權者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

- 1 前條参照。
- 2 未成年者の同意があつても禁止される。その違反による契約は、無効であり第百二十條第一號により罰せられる。
- 3 親權者若しくは後見人が一度許可を與えた場合にも。

未成年者の労働契約

未成年者の金銭請求の受取

- 4 その解除の効力がさかのぼらないという意味。
- 5 則一〇條。

第五十九條 未成年者は、獨立して賃金を請求することができる。親權者又は後見人は未成年者の賃金を、代つて受け取つてはならない。

- 1 民事訴訟法上の請求能力をいう。
- 2 その違反行爲は、私法上無効であり、第二百二十條第一號により罰せられる（第二百二十條第一號）。

年少者の労働時間及び休日

第六十條 第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、滿十八歳に滿たない者については適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の労働時間は、修學時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、滿十五歳以上（第五十六條第一項但書に規定する滿十四歳以上を含む。）で滿十八歳に滿たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

女子の

第六十一條 使用者は、滿十八歳以上の女子については、第三十六條の協定による場合

労働時間及び休日並びに深夜業

においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

第六十二條 使用者は、滿十八歳に滿たない者又は女子を、午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する滿十六歳以上の男子については、この限りではない。

労働に關する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時から午前六時とすることができる。

交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合、又は第八條第六號、第七號、第十三號、第十四號及び電話の事業については適用しない。但し、第十四號の事業に使用される滿十八歳に滿たない者については、この限りではない。

第一項及び第二項の時間は、第五十六條第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は午後九時及び午前六時とする。

- 1 その違反について、第百十九條第一號参照。

2 則一一條。

第六十三條 使用者は、滿十八歳に滿たない者又は女子を、第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取扱う事務に就かせてはならない。
使用者は、滿十八歳に滿たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆發性、發火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取扱う業務、著しくじんあゝい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害がす、若しくは有害放射線を發散する場所、又は高温若しくは高壓の場所における業務、その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。
前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で滿十八歳以上の女子に準用することができる。

第二項に規定する業務の範圍、及び前項の一定の業務の範圍は命令で定める。

- 1 所謂物理的危険業務である。
- 2 則一二條。
- 2・4 その違反については、第一百十九條第一號參照。なお、その例外については、第七十條參照。
- 3 所謂化學的危険業務である。
- 5 則一三條、一四條。

第六十四條 使用者は、滿十八歳に滿たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。
1 その違反については、第一百十八條參照。なお、その例外については、第二百二十八條第二項參照。

第六十五條 使用者は、六週間以内に出産する豫定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。
使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について醫師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の輕易な業務に轉換させなければならぬ。
1 妊娠四箇月以上の出産をいう。

- 2・4 休業に對する補償について、第七十六條參照。
 - 3・5 その分娩費、出産手當金について、健康保險法第五十條—第五十四條參照。
- なお、その違反について、第一百十九條第一號參照。

第六十六條 生後滿一年に達しない生兒を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外、一日二回各、少くとも三十分、その生兒を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

1. 暦の月である。
2. その間の賃金は、與えなくてよい。
3. 使用者は、これを拒むことはできない。
4. その違反について、第百十九條参照。

生理休暇

第六十七條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子、又は生理に有害な業務に従事する女子が、生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。前項の業務の範囲は命令で定める。

1. 月経日。
2. その間の賃金は、労働協約に別段の定めがなければ、與える必要はない。
3. その違反について、第百二十條第一號参照。
4. 則一六條。

歸郷旅費

第六十八條 滿十八歳に滿たない者又は女子が、解雇の日から十四日以内に歸郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、滿十八歳に滿たない者又は女子が、その實に歸すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りではない。

1. くにへ歸ること。

2. くにへ歸る迄の費用であるが、日當は含まない。
3. その違反について、第百二十條第一號参照。
4. 故意又は過失。
5. 則一七條。

第七章 技能者の養成

(本章において「理」とは技能者養成規程である。)

徒弟 養育 害排除

第六十九條 使用者は、徒弟、見習、養成工その他名稱の如何を問はず、技能の習得を目的とする者であることを理由として労働者を酷使してはならない。使用者は、技能の習得を目的とする労働者を、家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。

1. 2. それに關する罰則がない。いづれも、その構成要件がはつきりしないからである。

技能者 養成 關する 命令 事項

第七十條 長期の教習を必要とする特定の技能者を、労働の過程において養成するため必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に關する規定を命令で定める。

前項の規定に基いて發する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十三條の

技能者養成の認可

危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

- 1 その範囲について、程二條参照程。
- 2 程一條―二七條。

第七十一條 使用者は、前條の規定に基いて發する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、豫めその員數、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならぬ。

使用者が前項の規定による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官廳に届け出て、技能を習得する者であることの證明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

- 1 程二八條―三三條、三四條、三五條。
- 2 その違反について、第七十三條、第百十九條第四號参照。
- 3 その違反について、第百二十條参照。

第七十二條 前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を與えなければならない。

- 1 その違反について、第百十九條第一號参照。

第七十三條 第七十條及び第七十一條の規定の適用を受ける労働者を使用する使用者がその資格を失ひ又は認可の條件に反した場合には、行政官廳は、第七十一條の

技能者養成の認可
得る者の有給休暇
給する者の有給休暇
技能者養成の認可

取消

認可を取消することができる。

- 1 員數、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂の方法。
- 2 第百十九條第四號参照。

第七十四條 第七十條の規定に基いて發する命令は、技能者養成委員會に諮問してこれを定める。

技能者養成委員會

技能者養成委員會の委員は、關係ある労働者を代表する者、關係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に關する主務大臣が各々同數を委嘱する。前二項に定めるものの外、技能者養成委員會に關し必要な事項は、命令で定める。

- 1 昭和廿二年一〇月二三〇號

第八章 災害補償

(本章において「則」とは労働基準法施行規則である。)

第七十五條 労働者が業務上¹負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者はその費用で必要な療養を行い。又は必要な療養の費用を負担しなければならぬ。

療養補償

前項に規定する業務上の疾病及び療養の範圍は、命令で定める。

- 1 業務を原因として。その原因は、相當因果關係である。
- 2 その經營する病院で療養させる場合。
- 3 労働者が、自分有任意の醫者にかかり、その費用を請求する場合。

遺族補償

1 則四一條。その認定は次の基準による。
 (イ) 休憩時間中の作業、擔當外作業、安全衛生規則違反の作業による災害であつても使用者が通常黙認する慣習がある場合には認定しない。
 (ロ) 使用者が安全又は衛生に關する基準に違反している場合は原則として認定しない。

第七十九條 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に對して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

1 則四二條、四三條。

2 その分割補償について、第八十二條參照。

3 則四二條―四五條、四七條。労働者災害補償保險法第十二條第四號、第十六條參照。なお、その違反について、第百十九條第一號參照。

第八十條 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、葬祭を行う者に對して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならない。

1 則四七條。労働者災害補償保險法第十二條第五號、健康保險法第四十九條參照。なお、その違反について、第百十九條第一號參照。

第八十一條 第七十五條の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過

打切補償

葬祭料

分割補償

しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

1 労働者災害補償保險法第十二條第六號、第十六條參照。

第八十二條 使用者は、支拂能力のあることを證明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七條又は第七十九條の規定による補償に替え、平均賃金に別表第二に定める日數を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

1 別表第二

分割補償表

種別	等級	災害補償
障害補償	第一級	二百四十日分
	第二級	二百十三日分
	第三級	百八十八日分
	第四級	百六十四日分
	第五級	百四十二日分
	第六級	百二十日分
	第七級	百日分
	第八級	八十日分

遺族補償	第九級	六十三日分
	第十級	四十八日分
	第十一級	三十六日分
	第十二級	二十五日分
	第十三級	十六日分
	第十四級	九日分
		百八十日分

補償を受ける権利

2 則四二條、四三條、四六條、四七條。

第八十三條 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて變更されることはない¹。補償を受ける権利は、譲渡し又は差押してはならない。

1 消滅したり、減じたりすることはない。

2 その結果、補償を受ける権利は、民法第五百十條によつて、相殺は禁止されることとなり、従つて、前貸金とこれと相殺することができなくなる。而して本條違反としてなされた譲渡や差押は、無効である。

他の法律との関係

第八十四條 補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相當する保険給付を受けるべき場合においては、その價格の限度において使用者は補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律

審査及び仲裁

の災害補償に相當する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

1 労働者災害保険法第三條参照。

2 例えば、政府職員共済組合を考へよ。

第八十五條 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の實施に關して異議のある者は、行政官廳に對して、審査又は事件の仲裁²を請求することができる。行政官廳は、必要があると認める場合においては、職權で審査又は事件の仲裁をすることができる。

行政官廳が審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、醫師に診斷又は檢案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は仲裁の請求、及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は時效の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす³。

1 しらべること。

2 なかだちの程度。民法の仲裁は、判決と同一の效力を有し（第八百條）、労働

關係調整法の仲裁は、労働協約と同一の效力を有する（第三十四條）ことと對比せよ。

3 民法第四百七十七條第四百九十九條參照。

労働者災害補償審査委員会

第八十六條 前條の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査委員会の審査又は仲裁を請求することができる。
この法律による災害補償に関する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査委員会の審査又は仲裁を経なければならない。

労働者災害補償審査委員会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同數を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

1 昭和廿二年八月政令一七六號

第八十七條 事業が數次の請負によつて行われる場合においては、災害補償についてはその元請負人を使用者とみなす。

請負事業に関する例

前項の場合、元請負人が書面による契約で、下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下請負人も又使用者とする。但し、二以上の下請負人に同一の事業について重複して補償を引き受けさせてはならない。

前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けただ下請負人に對して、先づ催告すべきことを請求することができる。但し、その下請負人が破産の宣告を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りではない。

1 その違反行為は、私法上無効である。

2 催告の後には、元請負人は、補償しなければならない。

第八十八條 この章に定めるものの外、補償に関する細目は、命令で定める。

1 則三六條―四八條

補償に関する細目

第九章 就業規則

作成及び届出の義務

第八十九條 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官廳に届け出なければならない。これを變更した場合においても同様である。

一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時轉換に關する事項

二 賃金の決定、計算及び支拂の方法、賃金の締切及び支拂の時期並びに昇給に關する事項

三 退職に關する事項

四 退職手當その他の手當、賞與及び最低賃金額の定をする場合においては、これに關する事項

五 労働者に食費、作業用品その他の負擔をさせる定をする場合においては、これに關する事項

六 安全及び衛生に關する定をする場合においては、これに關する事項

七 災害補償及び業務外の傷病扶助に關する定をする場合においては、これに關する事項

八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度に關する事項

九 前各號の外、當該事業場の労働者のすべてに適用される場合においては、これに關する事項

使用者は、必要がある場合においては、賃金、安全及び衛生又は災害補償及び業務外の傷病扶助に關する事項については、各々別に規則を定めることができる。

1 剛四九條。違反については、第二百二十條第一號參照。

2 例えば、共濟會に加入せしめて共濟金を收めさせる等。

3 業務上の傷病に對しては、労働者が當然の權利として要求できるから、補償といふ文字を使つている(第七十五條、第七十六條)のと對比せよ。

4 第九十一條參照。譴責、出勤停止、即時解雇等。

作成の手續

第九十條 使用者は、就業規則の作成又は變更について、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を、聽かなければならない¹。

使用者は、前條第一項の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添附しなければならない。

1 その違反によつてつくられた就業規則は、無効であり、第二百二十條第一號によつて罰せられる。

第九十一條 就業規則で、労働者に對して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、總額が一賃金支拂期における賃金の總額の十分の一を超えてはならない¹。

1 その違反について、第二百二十條第一號參照。

第九十二條 就業規則は、法令又は當該事業場について適用される労働協約に反してはならない¹。

行政官廳は、法令又は労働協約に抵觸する就業規則の變更を命ずることができる²。

1 その違反した就業規則は、その違反の限度において、無効である。

2 則五〇條。その命令違反について、第二百二十條第三號參照。

法令及び労働協約との關係

制裁規定制の制限

第九十三條 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となつた部分は、就業規則で定める基準による¹。

1 ××年勤続者の退職金が、就業規則で一萬圓と定めているのに、労働契約で、八千圓と定めても、その契約は、就業規則に違反する部分について無効であり、就業規則で定めた一萬圓を契約したことになる。

第十章 寄 宿 舎 (本章において「程」とは事業附属寄宿規程である)

第九十四條 使用者は、事業の附属寄宿舎¹に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員を選任に干渉してはならない。²

- 1 社宅、獨身寮の如き福利施設としてでなく事業經營の必要上その一部として設置される寄宿舎をいい、事業場との距離も一應の判定の基準とする。
- 2 その違反について、第百十九條第一號参照。

第九十五條 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿

舎規則を作成し、行政官廳に届け出なければならない¹。これを變更した場合においても同様である。

一 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項

二 行事に関する事項

三 食事に關する事項

四 安全及び衛生に關する事項

五 建設物及び設備の管理に關する事項

使用者は前項第一號乃至第四號の事項に關する規定の作成又は變更については、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない²。

使用者は、第一項の規定により届出をなすについて、前項の同意を證明する書面を添附しなければならない³。

使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は、寄宿舎規則を遵守しなければならない。

1 則一條―五條。違反については、百二十條第一號。

2 それに違反した寄宿舎規則は、無効であり、又それについて第百二十條第一號

参照。

3 その違反について、第百二十條第一號参照。

第九十六條 使用者は、事業の附属寄宿舎について、換氣、採光、照明、保温、防漏、

監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準委員会、中央賃金委員会、技能者養成委員会及び労働基準監督官分限委員会に關する事項、その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。地方労働局長は、労働基準局長の指揮監督を承けて、管内の都道府縣労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。都道府縣労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を承けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準委員会、地方賃金委員会及び労働者災害補償審査委員会に關する事項、その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

労働基準監督署長は、都道府縣労働基準局長の指揮監督を承けて、この法律に基く臨檢、尋問、許可、認可、認定、審査、仲裁その他この法律の實施に關する事項を掌り所屬の官吏を指揮監督する。

労働基準局長、地方労働局長及び都道府縣労働基準局長は、下級官廳の權限を自ら行い、又は所屬の労働基準監督官をして行わせることができる。

第百條の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特種の規程の制定、改廢及び解釋に關する事項を掌り、この施行に關する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勸告を行うと共に、労働

基準局長がその下級の官廳に對して行う指揮監督について援助を與える。婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し労働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閱覽し、又は閱覽せしめることができる。

第百一條第一項及び第四項並に第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特種の規定の施行に關して行う調査の場合にこれを準用する（女子年少者労働基準規則一八條）

第百一條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建築物に臨檢し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。¹醫師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかつた疑のある労働者の檢診をすることができる。²

労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の檢査に必要な分量に限つて、無償で製品の見本又は原料を收去することができる。³

前三項の場合において、労働基準監督官は、その自分を證明する證票を携帯しなければならぬ。⁴

1・2・3 その違反について、第二百二十條第四號參照。

4 則五二條。

司法警察官の職務

第五十條の行政官の職限

監督機關に對する申告

労働基準監督官の職務

第二百二條 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

1 例へば、刑事訴訟法第二百四十八條参照。

第二百三條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物、設備、原料又は材料が、安全及び衛生に關して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、第五十五條の規定による行政官廳の職限を即時に行うことができる。

第二百四條 事業場に、この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反する事實がある場合においては、労働者は、その事實を行政官廳又は労働基準監督官に申告することができる。

使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に對して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。¹

1 その違反について、第一百十九條第一號参照。なお労働組合法第三十三條をも参照。

第二百五條 労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。¹ 労働基準監督官を退官した後においても同様である。

1 その違反について、第二百十條第一號参照。

第十二章 離 則

法令規則の周知義務

第二百六條 使用者は、この法律及びこの法律に基いて發する命令の要旨、並びに就業規則を、常時各作業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。¹

使用者は、この法律及びこの法律に基いて發する命令のうち、寄宿舎に關する規定及び寄宿舎規則を、寄宿舎の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。²

1・2 その違反について、第二百十條第一號参照。

第二百七條 使用者は、各事業場毎に労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他命令で定める事項¹を記入しなければならない。²

前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。³

1 則五三條、六三條。

2・3 その違反について、第二百十條第一號参照。

第二百八條 使用者は、各事業場毎に賃金臺帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項、及

賃金臺帳

労働者名簿

び賃金の額その他命令で定める事項を、賃金支拂の都度遅滞なく記入しなければならない。¹
ない。²

1 則五四條、五五條。

2 その違反について、第二百二十條第一號参照。

記録の保存

第九條 使用者は、労働者名簿、賃金臺帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働關係に關する重要な書類を、三年間保存しなければならない。¹

1 則五六條。その違反について、第二百二十條第一號参照。

報告の義務

第十條 使用者又は労働者は、この法律の施行に關して、行政官廳又は労働基準監督官から要求のあつた場合においては、遅滞なく必要な事項について報告し、又は出頭しなければならない。¹

1 則五七條—五九條。その違反について、第二百二十條第五號参照。

無料證明

第十一條 労働者及び労働者にならうとする者は、その戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して、無料で證明を請求することができる。使用者が、労働者及び労働者にならうとする者の戸籍に關して證明を請求する場合においても同様である。

1 戸籍謄本、抄本等を含まないことは勿論戸籍記載事項の證明でも本法に關し必要な事項に限る。

命令の制定

第十二條 この法律又はこの法律に基いて發する命令は、國、都道府縣、市町村その他これに準ずべきものについても適用あるものとする。

第十三條 この法律に基いて發する命令は、その草案について、公徳會で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聽いて、これを制定する。

1 この意見を聽かなければ、命令として成立しない。

附加金の支拂

第十四條 裁判所は、第二十條、第二十六條、第三十一條若しくは第三十七條の規定に違反した使用者、又は第三十九條第三項の規定による平均賃金を支拂わなかつた使用者に對して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支拂わなければならない金額についての未拂金の外、これと同一額の附加金の支拂を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつたときから二年以内になければならない。

時効

第十五條 この法律の規定による賃金、災害補償その他の請求權は、二年間これを行わない場合においては、時効によつて消滅する。

船員に適用の特例

第十六條 第一條乃至第十一條、第十七條乃至第十九條及び第二百二十一條の規定を除くの外、この法律は、船員法による船員については、これを適用しない。

第十三章 罰 則

第一百七十七條 第五條の規程に違反した者は、一年以上十年以下の懲役、又は二千圓以上三萬圓以下の罰金に處する。

第一百八條 第六條、第四十八條、第五十六條又は第六十四條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第一百十九條 左の各號の一に該當する者は、六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

- 一 第三條、第四條、第七條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第十九條、第二十條、第二十二條第三項、第三十一條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條但書、第三十七條、第三十九條、第四十二條、第四十三條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條、第六十條第二項若しくは第三項、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條、第六十六條、第七十二條、第七十五條乃至第七十七條、第七十九條、第八十條、第九十四條第二項、第九十六條又は第四百四條第二項の規定に違反した者

- 二 第三十三條第二項、第五十四條第二項又は第五十五條第一項の規定による命令に違反した者

三 第四十條の規定に基いて發する命令に違反した者

四 第七十一條第一項の規定により認可を受けた員數、教習方法、契約期間、労働時間、並びに賃金の基準及び支拂の方法に違反した者

第二百二十條 左の各號の一に該當する者は、五千圓以下の罰金に處する。

- 一 第十四條、第十五條第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項、又は第一百五條乃至第一百九條の規定に違反した者

二 第十八條第二項の規定により認可を受けた保管及び返還の方法に違反した者

三 第五十三條第三項、第五十五條第二項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者

四 第一百一條の規定による労働基準監督官の臨檢、檢診、若くは收去を拒み、妨げ若しくは忌避し、その尋問に對して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者。

五 第一百十條の規定による行政官廳又は労働基準監督官の要求のあつた場合において

報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者。

第二百一十一條 この法律の違反行爲をした者が、當該事業の労働者に關する事項について事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてははその代表者、事業主が營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者、若しくは禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本條において同様である）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りではない。

事業主が違反の計畫を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、若しくは違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合、又は違反を教唆した場合においては、事業主も行爲者として罰する。

附 則

第二百二十二條 この法律の施行日は、勅令で定める。

第二百二十三條 工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、黄燐燐寸製造禁止法及び昭和十四年法律第八十七號は、これを廢止する。

第二百二十四條 鑛業法の一部を次のように改正する。

第七十一條第二號、第六章及び第七十五條乃至第八十條ノ四を削除し、並びに第九十

七條第三號及び第四號を削る。

第二百二十五條 砂鑛法の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「第七十六條乃至第七十九條」を削り、同條第二項を削る。

第二百二十六條 労働組合法の一部を次のように改正する。

第三十二條を削除する。

第二百二十七條 第十八條第二項、第四十九條、第五十七條、第六十條乃至第六十三條、

第八十九條、第九十五條及び第六百六條乃至第八百八條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、これを適用しない。

舊法によつて禁止又は制限された事項で前項の規定にかゝるものについては、前項の期間中は、なお従前の規定による。

第二百二十八條 この法律施行の際、滿十二歳以上の児童を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から六箇月間は、その者については第五十六條の規定は適用しない。

この法律施行の際、滿十六歳以上の男子を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から一年間は、その者については第六十四條の規定は適用しない。

第二百二十九條 この法律施行前、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場

合における災害補償については、なお舊法の扶助に関する規定による。
第三百十條 この法律施行前に爲した行爲に関する罰則の適用については、なお舊法による。

三 労働基準法一部施行の件 (昭和二十二年八月二十一日) 政令第七十號

労働基準法中、左に掲げる規定は、昭和二十二年九月一日から、これを施行し、その他の規定の施行期日は、同年十一月一日までの間において、別に政令でこれを定める。
一 第一條乃至第四十一條、第六十條、第六十一條、第六十四條乃至第六十六條、第七十五條乃至第九十四條、第九十七條乃至第二百五條、第六六條第一項及び第七七條乃至第二百一十一條の規定
二 第二百二十三條中工場法(前號に掲げる規定に抵觸する規定に限る。) 労働者災害扶助法(第五條の規定を除く。) 及び商店法(前號に掲げる規定に抵觸する規定に限る。) に関する規定、第二百二十四條中鑛業法第七十五條乃至第七十八條、第八十條乃至第八十條ノ四及び第九十七條第三號に関する規定、第二百五條(砂鑛法第

二百三條第一項中鑛業法第七十九條を準用する部分を除く。) 第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條第二項、第二百二十九條並びに第三百十條の規定。

四 労働基準監督機關官制 (昭和二十二年八月三十一日) 政令第七十四號

第一條 労働省設置法施行令第一條に規定する職員のうち、労働基準局の職員は次の通りとする。

- 労働基準監督官
- 専任 二 人 一級
- 専任 五十四人 二級
- 専任 六十一人 三級
- 労働事務官
- 専任 二 人 二級
- 専任 二十二 人 三級

第二條 労働省労働基準局長は、一級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

労働省
労働局長
の身分

労働基準局
の職員
の定員

第三條 都道府縣労働基準局は、労働基準法第百條第三項に規定する事項の外、次に掲げる事項を掌る。

- 一 労働者災害補償保険法の施行に関する事項
 - 二 労働能率の増進に関する事項
 - 三 労働者の福利厚生に関する事項
 - 四 賃金その他労働条件及び労働者生計費に関する統計に関する事項
- 都道府縣労働基準局長は、前項第四號に掲げる事項のうち、労働省労働統計調査局の所掌に係る事項については、労働省労働統計調査局長の指揮監督を受けるものとする。

1 監督方法の調整、労働基準委員會、地方賃金委員會、労働者災害補償審査委員會に関する事項。

第四條 都道府縣労働基準局の位置は、都道府縣廳の所在地とする。但し、やむを得ない事由がある場合には、労働大臣が別にその位置を定めることができる。

都道府縣労働基準局の管轄區域は、都道府縣の區域とし、その名稱は、當該都道府縣の名を冠する。

第五條 都道府縣労働基準局の職員は、通じて、次の通りとする。
労働基準監督官

専任	八人	一級
専任	三百八十九人	二級
専任	六百七十五人	三級
労働事務官		
専任	八人	二級
専任	四百六十一人	三級

各都道府縣労働基準局の職員は、労働大臣が豫算の範圍内でこれを定める。

第六條 都道府縣労働基準局長は、一級又は二級の労働基準監督官を以てこれに充てる

第七條 労働基準監督署の位置、名稱及び管轄區域は、労働大臣が命令でこれを定める

第八條 労働基準監督署の職員は、通じて、次の通りとする。

労働基準監督官		
専任	六百七十二人	二級
専任	六百二十人	三級
労働事務官		
専任	五百八十六人	三級

各都道府縣労働基準局の管轄區域内における労働基準監督署の職員は、労働大臣が豫算の範圍内でこれを定める。

監督官
試験委員

監督官
試験の
施行

筆記
試験の
科目

各労働基準監督署の職員の定員は、労働省労働基準局長の承認を経て、都道府県労働基準局長がこれを定める。

第九條 労働基準監督署長は、二級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第十條 三級の労働基準監督官の任用及び級級は、労働基準監督官試験に合格した者について、これを行う。

第十一條 労働基準監督官試験に関する事務は、労働基準監督官試験委員がこれを管掌する。

労働基準監督官試験委員は、労働大臣の監督に属する。

第十二條 労働基準監督官試験は、毎年一回以上これを行う。その期日及び場所は、豫め官報その他の方法により、これを公告する。

第十三條 労働基準監督官試験は、筆記試験及び口述試問とする。

第十四條 筆記試験は、次の六科目について、これを行う。

- 一 憲法
- 二 労働基準法
- 三 産業安全
- 四 労働衛生
- 五 外國語、世界歴史、民法、刑法、行政法、労働法、経済學、企業經營論、心理學

口述
試験の
科目

特定
者に
對する
試験
免除
の部

試験
合格
者の
決定
の
細則

第十五條 口述試問は、前條第一項第一號乃至第四號に掲げる科目のうちより、受験者が豫め選擇する二科目についてこれを行い、併せて労働基準監督官としての一般的適性を考查する。

外國語及び労働法の範圍は、労働大臣がこれを定める。

社會政策、保險學、統計學、數學、機械工學、電氣工學、化學、土木工學、建築學、探鑛冶金學、生理學、病理學、衛生學及び藥學のうちより、受験者が豫め選擇する二科目

第十六條 舊専門學校令による専門學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者で一年以上労働行政、勞務管理、労働關係、産業安全又は労働衛生に關する業務に従事した経験のある者に對しては、労働基準監督官試験委員の議を経て、労働基準監督官試験の一部を免除することができる。

第十七條 労働基準監督官試験の合格者は、労働基準監督官試験委員の議定する方法によつて、これを定める。

第十八條 労働基準監督官試験の細則及び労働基準監督官試験委員に關する事項は、労働大臣がこれを定める。

第十九條 二級の労働基準監督官の任用及び級級は、三年以上三級の労働基準監督官の職に在つた者について、これを行う。

一級、二級監督官の任用、叙級の特例に関するに

第二十條 一級の労働基準監督官の任用及び叙級は、八年以上二級の労働基準監督官の職にあつた者について、これを行う。

第二十一條 一級又は二級の労働基準監督官の任用及び叙級は、前二條の規定にかかわらず、官吏任用の叙級令規定によつて一級又は二級の事務官吏又は技能官吏となる資格のある者であつて、労働基準監督官試験に合格した者について、これを行うことができる。

第二十二條 労働基準監督官の任免叙級等の身分上の事項に關する手續については、一般官吏の例による。

第二十三條 都道府縣労働基準局又は労働基準監督署に屬する三級の労働事務官の任免叙級等の身分上の事項に關する事項は、都道府縣労働基準局長がこれを行う。

労働基準委員會の名稱

第二十四條 労働基準委員會は、労働大臣の所轄に屬し、労働省に置く労働基準委員會は中央労働基準委員會、都道府縣労働基準局に置く労働基準委員會は地方労働基準委員會といふ。

地方労働基準委員會には、當該都道府縣労働基準局の名を冠する。

委員の數

第二十五條 中央労働基準委員會の委員は、二十一人とし、労働大臣がこれを委嘱する地方労働基準委員會の委員は、十五人とし、都道府縣労働基準局長がこれを委嘱する

委員の任期

第二十六條 労働基準委員會の委員の任期は、一年とする。

委員會の會長

委員が、衆議院議員選舉法第六條の規定により被選舉權を有しなくなつた場合、労働基準委員會に出席することができなくなつた場合又は労働基準委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解囑することができる。但し、委員が労働基準委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したことを理由として解囑する場合には、當該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならない。

第二十七條 労働基準委員會に會長を置く。會長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選舉する。會長は、會務を總理する。

第二十八條 労働基準委員會は、會長が委員に對して適當な方法で通知をしてこれを召集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同數である場合には、會長の決するところによる。

委員會の議事手續

労働基準委員會は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決

幹事及書記の任命

をすることができない。
労働基準委員会の会長は、労働大臣又は都道府県労働基準局長の求があつた場合には一週間以内に労働基準委員会を招集しなければならない。
第二十九條 労働基準委員会に幹事及び書記を置く。
幹事及び書記は、会長の同意を得て、労働大臣又は當該都道府県労働基準局長がこれを委嘱する。

幹事は、会長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第三十條 関係官吏は、会長の許可を受けて會議に出席し、意見を述べることが出来る

第三十一條 労働基準委員会の委員、幹事若しくは書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十二條 労働基準監督官分限委員会は、労働大臣の所轄に屬し、九人の委員でこれを組織する。

労働基準監督官分限委員会の委員は、中央労働基準委員会の労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の中から各別に互選された者について各々一人、一級、二級及び三級の労働基準監督官の中から各々一人並びに官吏分限令の適用を受ける一般官吏の中から三人を、労働大臣が委嘱する。

秘密漏洩の禁止
労働基準監督官分限委員会の委員

分限委員会の会長

分限委員会の議事手続

分限委員会の規定

施行期日

第三十三條 労働基準監督官分限委員会に会長を置く。会長は、中央労働基準委員会の公益を代表する委員の中から委嘱された委員がこれにあたる。

会長に事故がある場合には、労働大臣の指定する委員が会長の職務を代理する。

第三十四條 労働基準監督官分限委員会は、委員の三分の二以上又は、中央労働基準委員会の委員の中から委嘱された委員、労働基準監督官の中から委嘱された委員及び一般官吏の中から委嘱された委員が各々一人以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

労働基準監督官分限委員会の会長は、労働大臣の求があつた場合には、五日以内に、労働基準監督官分限委員会を招集しなければならない。

第三十五條 第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條第一項及び第三項並びに第二十九條乃至第三十一條の規定は、これを労働基準監督官分限委員会に準用する。

附 則

第三十六條 この政令は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第三十七條 都道府県労働基準局官制は、これを廢止する

第三十八條 この政令施行の際、現に都道府県労働基準局の職員に在る者は、別に辭令を發せられないときは、労働大臣の指定するところにより、労働基準監督官又は労働事務官に、同級及び同俸給を以て、任ぜられたものとする。

この政令施行の際、現に休職中の厚生事務官又は厚生技官で、休職となつた際、都道府縣労働基準局に屬していた者は、休職のまま前項の例により、労働基準監督官又は労働事務官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

第三十九條 この政令施行の日から六箇月間は、第十條及び第十九條乃至第二十一條の規定にかかわらず、労働基準監督官に適すると認められる者について、労働基準監督官試験委員の選考を経て労働基準監督官の任用及び叙級をすることができる。但し、労働基準監督官試験委員の行う選考は、労働基準監督官試験委員が任命されるまでの間は、二級の労働基準監督官については高等試験委員、三級の労働基準監督官については普通試験委員が、これを行う。

第四十條 この政令施行の際、現に労働者災害扶助責任保険に關する事務に従事する地方事務官の職にある者は別に辭令を發せられないときは、労働大臣の指定するところにより、労働基準監督官又は労働事務官に、同級及び同俸給を以て任ぜられ、當該都道府縣の區域を管轄する都道府縣労働基準局勤務を命ぜられたものとする。

この政令施行の際、現に休職中の地方事務官で、休職となつた際、労働者災害扶助責任保険に關する事務に従事していた者は、休職のまま前項の例により、労働基準監督官又は労働事務官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

五 賃金委員會官制

(昭和二十二年八月三十一日)
政令第七十五號

賃金委員
會の
設置

第一條 賃金委員會は、労働大臣の所轄に屬し、中央賃金委員會は、労働省に、地方賃金委員會は、都道府縣労働基準局ごとにこれを置く。

賃金委員
會の
審議
事項

第二條 中央賃金委員會は、二以上の都道府縣労働基準局の管轄區域に係る事業又は職業に従事する労働者の最低賃金に關する事項を審議する。
地方賃金委員會は、當該都道府縣労働基準局の管轄區域に係る特殊の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金に關する事項を審議する。
労働大臣は、必要があると認めるときは、第一項に規定する事項を、地方賃金委員會に審議させることができる。

賃金委員
會の
委員

第三條 中央賃金委員會の委員は、十五人とし、労働大臣がこれを委嘱する。
地方賃金委員會の委員は、九人とし、當該都道府縣労働基準局長がこれを委嘱する。
労働大臣又は都道府縣労働基準局長は、一箇月を下らない期間を定め、その期間内に労働者を代表する者及び使用者を代表する者を推薦することを、それぞれ労働組合及

委員の任期

び使用者團體に對し求めるものとする。但し、適當な労働組合若しくは使用者團體がないとき、又は労働大臣若しくは都道府縣労働基準局長の定めた期間内に推薦がないときは、労働大臣又は都道府縣労働基準局長は、職權で委員を委嘱することができる。

第四條 賃金委員會の委員の任期は一年とする。
委員が衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙權を有しなくなつた場合、賃金委員會に出席することができなくなつた場合又は賃金委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず任期中これを解囑することができる。但し、委員が賃金委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したことを理由として解囑する場合には、當該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならない。

委員の任期

第五條 賃金委員會に會長を置く。會長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選舉する。
會長は、會務を總理する。
會長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選舉された者が、會長の職務を代理する。

賃金委

第六條 賃金委員會は、會長が委員に對して適當な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同數である場合には、會長の決するところによる。

委員會の事項

賃金委員會は委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

専門委員會に關する事項

賃金委員會の會長は、労働大臣又は都道府縣労働基準局長の求があつた場合は、一週間以内に賃金委員會を招集しなければならない。
第七條 専門委員會は、賃金委員會の議決によつてこれを設ける。
専門委員會は、一定の事業又は職業に關する事項について賃金委員會の所掌事項を分掌し、その意見を賃金委員會に提出するものとする。
専門委員會は、その任務が終了した場合は、賃金委員會の議決によつてこれを廢止する。

専門委員會の専門委員の數は、一専門委員會につき九人以内とし、その委員については、労働基準法第二十九條第三項及びこの政令第三條の規定を準用する。
前項の場合に、當該事業又は職業に従事する労働者の二分の一以上が女子であるときは、關係労働組合は、労働者を代表する専門委員として、少くとも一人の女子を推薦しなければならない。この場合には、労働大臣又は都道府縣労働基準局長は、公益を

専門委員及
委員の任用
の調査員
の設置

幹事の
書記の
任命

官吏の
出席意
見陳述
の秘密
洩漏の
禁止

代表する専門委員として、少くとも一人の女子を委嘱しなければならない。

第八條 第四條第二項、第五條並びに第六條第一項及び第二項の規定は、これを専門委員會及び専門委員に準用する。

第九條 賃金委員會に専門の事項を調査させるため調査員を置くことができる。調査員は賃金委員會の同意を得て、労働大臣又は都道府縣労働基準局長がこれを委嘱し、又は解嘱する。

第十條 賃金委員會に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、會長の同意を得て、労働大臣又は当該都道府縣労働基準局長がこれを委嘱する。

幹事は、會長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第十一條 關係官吏は、會長の許可を受けて賃金委員會又は専門委員會の會議に出席し意見を述べることができる。

第十二條 賃金委員會の委員、専門委員、調査員、幹事若しくは書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この政令は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

六 労働者災害補償審査委員會官制

(昭和二十二年八月三十一日)
政令第七十六號

第一條 労働者災害補償審査委員會は、労働大臣の所轄に屬し、都道府縣労働基準局長と共にこれを置き、当該都道府縣労働基準局長の名を冠する。

第二條 労働者災害補償審査委員會の委員は、九人とし、当該都道府縣労働基準局長がこれを委嘱する。

第三條 労働者災害補償審査委員會の委員の任期は、一年とする。

委員が、衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙権を有しなくなつた場合、労働者災害補償審査委員會に出席することができなくなつた場合又は労働者災害補償審査委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかゝらず、任期中これを解嘱することができる。但し、労働者災害補償審査委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したことを理由として解嘱する場合には当該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならぬ。

委員に缺員を生じた場合の補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四條 労働者災害補償審査委員會に會長を置く。會長は、公益を代表する委員の中か

委員會
の會長

委員の
任期の
數

委員の
手続

ら委員がこれを選舉する。
會長は會務を總理する。

會長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選舉された者が、會長の職務を代理する。

第五條 労働者災害補償審査委員會は、會長が委員に對して適當な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同數である場合には、會長の決するところによる。

労働者災害補償審査委員會は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

労働者災害補償審査委員會の會長は、労働基準法第八十六條第一項の規定による請求があつた場合には、遅滞なく労働者災害補償審査委員會を招集しなければならない。

第六條 労働者災害補償審査委員會の審査又は仲裁の結果は、文書でこれを請求者その他の關係者に通知する。

第七條 労働者災害補償審査委員會に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、會長の同意を得て、當該都道府縣労働基準局長がこれを委嘱する。

幹事は、會長の指揮を受けて、庶務を整理する。

審査結果の
通知
幹事の
任命

官吏の
出席
見陳述
秘密の
洩漏の
禁止

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第八條 關係官吏は、會長の許可を受けて會議に出席し意見を述べることができる。

第九條 労働者災害補償審査委員會の委員、幹事若しくは書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この政令は昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

七 労働基準法施行規則

(昭和二十二年八月三十日
厚生省令第二十三號)

第一條 労働基準法(以下法という。)第八條第十七號の事業又は事務所は次に掲げるものとする。

- 一 辯護士、辨理士、計理士、稅務代理士、公證人、執行吏、司法書士、代書、代圖及び獸醫師の事業
- 二 派出婦會、速記士會、筆耕者會その他派出の事業
- 三 法第八條第一號乃至第十五號の事業に該當しない法人又は團體の事業又は事務所

法八條
の七號
の事業
又は
事務所

平均賃金の算定に際し、賃金の総額を算定するに際し、その範囲を定める。

試用期間中の平均賃金を算定するに際し、試用期間中の賃金は、同条第一項及び第二項の期間並びに賃金の総額に算入する。

第二條 法第十二條第五項の規定による賃金の総額に算入すべきものの範囲は法第二十四條第一項但書の規定による労働協約の別段の定に基いて支拂われる通貨以外のものとする。

前項の場合における評価額はこれを労働協約においてあわせ定めなければならない。前項により定められた評価額を不適當と認められた場合には、都道府縣労働基準局長は、これに代るべきものを定めることができる。

1 評価額の判定基準は、實物給與のために使用者が支出した實際費用を超え、又はその三分の一を下つてはならない。

小賣公定價格その他之に準ずる統制額の定あるものは、その額を超えないこと。

第三條 試の使用期間中に平均賃金を算定すべき事由が発生した場合においては、法第十二條第三項の規定にかかわらず、その期間中の日數及びその期間中の賃金は、同條第一項及び第二項の期間並びに賃金の総額に算入する。

第四條 法第十二條第三項第一號乃至第三號の期間が平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前三箇月以上にわたる場合又は雇入れの日平均賃金を算定すべき事由の発生した場合の平均賃金は、都道府縣労働基準局長の定めるところによる。

第五條 使用者は、法第十五條第一項の規定に基いて、次の事項について労働条件を明示しなければならない。

- 一 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- 二 法第八十九條第一項第一號乃至第九號に規定する事項
- 三 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる場合においては、寄宿舎規則に定める事項

第六條 使用者は、法第十八條第二項の規定に基いて、労働者の貯蓄金を管理しようとする場合には、様式第一號によつて所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。

第七條 使用者は、法十九條第一項但書後段又は法第二十條第一項但書前段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第二號、法第二十條第一項但書後段の事由に基いて労働者を解雇しようとする場合には、様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長の認定を受けなければならない。

第八條 法第二十四條第二項但書の規定による臨時に支拂われる賃金、賞與に準ずるものは次に掲げるものとする。

- 一 一箇月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手当
- 二 一箇月を超える一定期間の繼續勤務に對して支給される勤続手当
- 三 一箇月を超える期間にわたる事由によつて算定される獎勵加給又は能率手当

第九條 法第二十五條の規定による使用者が賃金を支拂うべき場合は、同條に規定する

労働者の明示すべき労働条件

貯蓄金の管理認可

解雇制限の適用の場合一回以上毎月一定の金額を支拂うに要する

非常時の賃金加拂

場合の外、次に掲げるものとする。

- 一 婚禮又は葬儀の場合
- 二 やむを得ない事由によつて、一週間以上にわたる歸郷をする場合

第十條 使用者の責に歸すべき事由による休業期間中に労働者が賃金の一部を受けた場合は、使用者は、法第二十六條の規定によつて當該労働者にその平均賃金とその部分との差額の百分の六十以上の手當を支拂わなければならない。

第十一條 法第三十一條第一號の認定は、様式第四號、同條第三號の許可は様式第五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

1 本條は最低賃金の適用を除外する場合の認定に關する規定である。

第十二條 常時十人に満たない労働者を使用する使用者が法第三十二條第二項の規定による定をした場合には、その定を所轄労働基準監督署長に届け出るとともに、法第六條の規定に準じて、これを労働者に周知させなければならない。

1 本條は四週間平均一週四十八時間労働の定をした場合の届出に關する規定である。

災害等に
よる延
長時間
の許可
可届出

第十三條 使用者は、法第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は延長した場合には、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受け又はこれに届け出なければならない。

時間外
労働協
定の協
容

第十四條 法第三十三條第二項の規定による命令は、様式第七號による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

1 本條は災害等による時間延長を不適當と認める場合の命令に關する規定である

第十五條 法第三十四條第二項但書の規定による許可は、様式第八號によつて所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

1 本條は休憩時間一齊付與の適用除外の許可に關する規定である。

第十六條 使用者は、法第三十六條の協定をする場合には、時間外又は休日の労働をさせる必要のある具體的事由、業務の種類、労働者の數並びに延長すべき時間又は労働させるべき休日について、協定しなければならない。

前項の協定は三箇月を超えてこれを定めてはならない。

第十七條 前條の規定による協定は、様式第九號によつて、これを所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第十八條 法第三十六條但書の規定による労働時間の延長が二時間を超えてはならない業務は次のものとする。

- 一 多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物體を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラヂウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

前條協
定の届
出
協定に
よる時
間延長
が二時
間以内
きたる
業務

- 四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 五 異常気壓下における業務
- 六 さく岩機、鉄打機等の使用によつて身體に著しい振動を與える業務
- 七 重量物の取扱等重激な業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クローム、砒素、黄磷、弗素、鹽素、鹽酸、硝酸、亞硫酸、硫酸、一硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸氣又はガスを發散する場所における業務

十 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

割増賃金の基礎となる賃金の計算

第十九條 法第三十七條第二項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各號の金額に法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて延長した労働時間數若しくは休日の労働時間數又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間數を乗じた金額とする。

- 一 時間によつて定められた賃金については、その金額
- 二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間數で除した金額、但し、日によつて所定労働時間數が異なる場合には、一週間における一日

平均所定労働時間數で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間數で除した金額、但し、週によつて所定労働時間數が異なる場合には、四週間における一週平均労働時間數で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、其金額を月に均ける所定労働時間數で除した金額、但し、月によつて所定労働時間數が異なる場合には、一年における一月平均所定労働時間數で除した金額

五 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各號に準じて算定した金額

六 出來高拂制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出來高拂制その他の請負制によつて計算された賃金の總額を當該賃金算定期間における總労働時間數で除した金額

七 労働者の受ける賃金が前各號の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各號によつてそれぞれ算定した金額の合計額
休日手當その他前項各號に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

第二十條 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて延長した労働時間又は休日
日の労働時間が午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、そ
の定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合には
使用者は、その時間の労働については、前條各號の金額にその労働時間数を乗じた金
額の五割以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

第二十一條 法第三十七條第二項の規定によつて、家族手当及び通勤手当の外、次に掲
げる賃金は同條第一項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 臨時に支拂われた賃金
- 四 一箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金

第二十二條 労働者が出張、その他事業場外で労働する場合で、労働時間を算定し難い
場合には、通常の労働時間労働したものとみなす。但し、使用者が豫め別段の指示を
した場合は、この限でない。

第二十三條 使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第十號によ
つて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第
三十二條の規定にかかわらず使用することができる。

1 許可の基準は、一回の宿直、日直手当の最低額が、その事業場で、宿直日直に
つくことを豫定されているものに對し支拂われている一人一日平均賃金の三分の
一たるべきこと、この計算が困難又は不適當な場合は、當分の間一回四十圓を最
低とする。

第二十四條 使用者が一團として入坑及び出坑する労働者に關し、その入坑開始から入
坑終了までの時間について様式第十一號によつて所轄労働基準監督署長の許可を受け
た場合には、法第三十八條第二項の規定の適用については、入坑終了から出坑終了ま
での時間を、その團に屬する労働者の労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、法第三十九條の規定による年次有給休暇について、繼續一年間
の期間満了後、直ちに労働者が請求すべき時季を聽かなければならない。但し、使用
者は、期間満了前においても、年次有給休暇を與えることができる。

法第三十九條第三項の規定による平均賃金は、有給休暇を與える前に、又は與えた直
後の賃金支拂日に支拂わなければならない。

第二十六條 使用者は、法第八條、第四號の事業に従事する労働者で、特殊日勤又は一
晝夜交替の勤務に就く者については、一日について十時間、一週間について六十時間
まで労働させ又は四週を平均して一日の労働時間が十時間、一週間の労働時間が六
十時間を超えない定をした場合には、法第三十二條の労働時間にかかわらず、その定

所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、休憩時間を與えないことができる。

第三十三條 警察官吏、消防官吏、常備消防職員、監獄官吏及び矯正院教官については法第三十四條第三項の規定は、これを適用しない。

第三十四條 法第四十一條第三號の規定による許可は、従事する労働の態様及び員數について、様式第十四號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

1 本條は監視、斷續的労働に従事する者の労働時間等の適用除外の許可に關する規定である。

労働上
の疾病

第三十五條 法第七十五條第二項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする

- 一 負傷に起因する疾病
- 二 重激なる業務に因る筋肉、腱、關節の疾病並びに内臓脱
- 三 高熱、刺戟性のガス若しくは蒸氣、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
- 四 ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
- 五 暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
- 六 暑熱な場所における業務又は高熱物體を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物體を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷

七 粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症及びこれに伴う肺結核

八 地下作業に因る眼球震盪症

九 異常氣壓下における業務に因る潜函病その他の疾病

十 製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎

十一 さく岩機、鋸打機等の使用により身體に著しい振動を與える業務に因る神経炎その他の疾病

十二 強烈な騒音を發する場所における業務に因る耳の疾患

十三 電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙

十四 鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその續發症

十五 水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその續發症

十六 マンガン又はその化合物に因る中毒及びその續發症

十七 クローム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病

十八 亜鉛その他の金屬蒸氣に因る金屬熱

十九 砒素又はその化合物に因る中毒及びその續發症

二十 磷又はその化合物に因る中毒及びその續發症

二十一 硝氣又は亞硫酸ガスに因る中毒及びその續發症

- 二十二 硫化水素に因る中毒及びその續發症
- 二十三 二硫化炭素に因る中毒及びその續發症
- 二十四 一酸化炭素に因る中毒及びその續發症
- 二十五 青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその續發症その他の症病
- 二十六 鏽酸、苛性アルカリ、鹽素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺戟性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症
- 二十七 ベンゼン又はその同族體並びにそのニトロ及びアミノ誘導體に因る中毒並びにその續發症
- 二十八 アセトン又はその他の溶劑に因る中毒並びにその續發症その他の疾病
- 二十九 前二號以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその續發症その他の疾病
- 三十 煤煙、鑛物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、濕疹その他皮膚疾患
- 三十一 煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鑛物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原發性上皮癌
- 三十二 第十四號乃至第三十一號に掲げるもの以外の毒性劇性その他有害物に因る中毒及びその續發症又は皮膚及び粘膜の疾患

業務上の負傷の療養の範圍

醫師の診断

- 三十三 患者の檢診、治療及び看護その他病原體によつて汚染の恐れある業務に因る各種傳染性疾患
 - 三十四 濕潤地に於ける業務に因るワイル氏病
 - 三十五 屋外労働に起因する恙蟲病
 - 三十六 動物又はその屍體、獸毛、革その他動物性の物、及びぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
 - 三十七 前各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病
 - 三十八 その他業務に起因することの明かな疾病
- 第三十六條 法第七十五條第二項の規定による療養の範圍は、次に掲げるものにして、療養上相當と認められるものとする。
- 一 診察
 - 二 藥劑又は治療材料の支給
 - 三 處置、手術その他の治療
 - 四 病院又は診療所への收容
 - 五 看護
 - 六 移送
- 第三十七條 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附屬建設物内で負傷し、疾病にか

身體障害
の等級
決定等

かり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく醫師に診断させなければならない。
第三十八條 法第七十六條の規定によつて休業補償を受けるべき期間内にその補償を受けるべき者が、使用者より賃金の一部を支拂われる場合には、使用者は平均賃金とその部分との差額の百分の六十の休業補償を行わなければならない。
第三十九條 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならない。
第四十條 障害補償を行うべき身體障害の等級は、別表第一による。
別表第一に掲げる身體障害が二以上ある場合には、重い身體障害の該當する等級による。

次に掲げる場合には、前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。但し、その障害補償の金額は、各々の身體障害の該當する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。

- 一 第十三級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 一級
 - 二 第八級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 二級
 - 三 第五級以上に該當する身體障害が二以上ある場合 三級
- 別表第一に掲げるもの以外の身體障害がある者については、その障害程度に應じ、別表第一に掲げる身體障害に準じて、障害補償を行わなければならない。既に身體障害がある者が、負傷又は、疾病によつて同一部位について障害の程度を加

過失の
認定

遺族補償
を受ける
者の順位

重した場合には、その加重された障害の該當する障害補償の金額より、既にあつた障害の該當する障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行わなければならない。
第四十一條 使用者は、法第七十八條の規定による重大な過失の認定については、その事實を證明する書面を添え、様式第十五號によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第四十二條 遺族補償を受けるべき者は労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事實上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

配偶者が不在の場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖母で、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡當時これと生計を一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。但し、父母については、養父母を先にして實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にして實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にして實父母を後にする。

第四十三條 前條の規定に該當する者が不在場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者とする。

前項の規定に該當する者が不在場合には、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前條の規定に該當しない者とし、その順位は前條第二項に掲げる順序による。
前二項の規定にかかわらず、労働者が遺言又は使用者に對してした豫告で、これらの

第四十二條
の該當者
ない場合
の遺族補償
を受ける
者の順位

遺族補償の等
の死亡者
の失権

者の中の特定の者を指定した場合には、これに従う。

第四十四條 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によつて等分するものとする。

第四十五條 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、遺族補償を受ける権利を失う。

前項の場合には、使用者は、前三條の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。

第四十六條 使用者は、法第八十二條の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第二によつて残餘の補償金額を一時に支拂うことができる。

第四十七條 傷害補償は、労働者の負傷又は疾病がなおつた後遅滞なくこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後、遅滞なくこれを行い又は支拂わなければならない。

分割補償は第一回の補償を行つた月より起算して毎年當月に、これを行わなければならない。

第四十八條 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故發生の日又は診断によつて

分割補償の開始
後の一残
の残餘
の補償
の金額
の支拂
の時期
の給付
の時期

就業規則
の届出

就業規則
の変更命令

監督官
の證票

労働者
名簿の
記入事項

疾病の發生が確定した日を平均賃金を算定すべき事由の發生した日とする。

第四十九條 使用者は、法第八十九條の規定に該當するに至つた場合には、就業規則を作成し、様式第十六號によつて遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

第五十條 法九十二條第二項の規定による就業規則の変更命令は、様式第十七號による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第五十一條 労働基準監督署の位置、名稱及び管轄區域は、別表第三に定めるところによる。

第五十二條 法第一百一條第四項の規定によつて、労働基準監督官が携帯すべき證票は、様式第十八號に定めるところによる。

第五十三條 労働者名簿には、様式第十九號によつて、法第一百七條第一項に規定する事項の外、次の事項を記入しなければならない。

- 一 性別
- 二 本籍及び住所
- 三 従事する業務の種類
- 四 雇入又は雇入更新の年月日、契約期間の定あるものは、その期間、その他雇入に關する重要な事項

賃金臺帳の記入事項

- 五 解雇又は退職の年月日、その事由その他解雇又は退職に関する重要な事項
- 六 死亡の年月日及びその原因
- 第五十四條 使用者は、法第八條の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金臺帳に記入しなければならない。
 - 一 氏名
 - 二 性別
 - 三 生年月日
 - 四 雇入年月日
 - 五 従事する業務
 - 六 賃金計算期間
 - 七 労働日數
 - 八 労働時間數
 - 九 法第三十三條若しくは法第三十六條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間數、休日労働時間數及び深夜労働時間數
 - 十 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額

賃金臺帳の様式

諸記録の保存期間の起算日

- 十一 法第二十四條第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合には、その額前項第九號の労働時間數は、當該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間數を以てこれに代えることができる。
- 第一項第十號の賃金の種類中に通貨以外のもので支拂われる賃金がある場合には、その評價總額を記入しなければならない。
- 日日雇い入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く。）については第二項第三號第四號及び第六號は記入するを要しない。
- 法第四十一條各號の一に該當する労働者については、第一項第八號及び第九號は、これを記入することを要しない。
- 第五十五條 法第八條の規定による賃金臺帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引續き使用される日日雇い入れられる者を含む。）については様式第二十號、日日雇い入れられる者（一箇月を超えて引續き使用される者を除く。）については様式第二十一號によつて、これを調製しなければならない。但し、使用者が様式第二十二號によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には異なる様式を用いることができる。
- 第五十六條 法第九條の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は

一定の事實の即時報告義務

次の通りとする。

- 一 労働者名簿については、労働者の死亡、退職又は解雇の日
- 二 賃金臺帳については、最後の記入をした日
- 三 雇入、解雇又は退職に関する書類については、労働者の解雇、退職又は死亡の日
- 四 災害補償に関する書類については、災害補償を終つた日
- 五 賃金その他労働関係に関する重要な書類については、その完結の日

第五十七條 使用者は、次の各號の一に該當する事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 法第八條に該當するに至つた場合（様式第二十三號）
- 二 賃金その他金品の返還に關して争がある場合（様式第二十四號）
- 三 毎週一回の休日を與える代りに四週間を通じて四日以上以上の休日を與える場合（様式第二十五號）
- 四 労働者が就業中又は事業場若しくは寄宿舍その他の附屬建物内で負傷し、重傷又は急性中毒にかかつた場合で、死亡し又は療養のため三日以上の休業を要する見込の場合（事故發生當時休業三日以内の見込の者が療養のため三日以上休業した場合を含む。）（様式第二十六號）
- 五 分割補償を行おうとする場合（様式第二十七號）

一定の事實の年報の義務

- 六 分割補償を開始した後に残餘の補償額を一時に支拂う場合（様式第二十八號）
- 七 災害補償に關して争がある場合（様式第二十九號）
- 八 元請負人が書面による契約で下請負人に補償の義務を引き受けさせた場合（様式第三十號）
- 九 労働協約を締結し又は變更した場合（様式第三十一號）
- 十 労働者名簿、賃金臺帳その他労働關係に關して保存を要する重要な書類を滅失した場合（様式第三十二號）

第五十八條 使用者は、次の各號に掲げる事項について、毎年一回それぞれに定める様式によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 適用事業の現状に關する事項（様式第二十三號）
- 二 歸郷旅費に關する事項（様式第三十三號）
- 三 貯蓄金管理に關する事項（様式第三十四號）
- 四 使用證明の發給に關する事項（様式第三十六號）
- 五 法第二十六條による休業手當の支給に關する事項（様式第三十六號）
- 六 最低賃金の除外に關する事項（様式第三十七號）
- 七 年次有給休暇に關する事項（様式第三十八號）
- 八 災害補償の實施に關する事項（様式第三十九號）

九 制裁に関する事項（様式第四十號）

第五十九條 労働基準法及びこの省令に基く許可、認可及び認定の申請書は、各、二冊これを提出しなければならない。

附 則

第六十條 この省令は昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第六十一條 この省令施行前に通貨以外のもので支拂われた賃金で、法第十二條第一項の賃金の総額に算入すべきものの範圍及び評價については、この省令施行後定められた労働協約を準用する。但し、労働協約によつて別段の定をした場合には、その定による

第六十二條 第二十九條及び第三十條の規定は、この省令施行の日から一年以内に限り監獄官吏、又は矯正院教官にこれを準用する。

第六十三條 工場法又は鑛業法に基いて調製した従前の様式による名簿を使用する使用者は新たに名簿を調製するまで、これを第五十三條の労働者名簿に代えることができる。

第六十四條 この省令施行の際、現に労働協約を締結している使用者は、この省令施行の日から六箇月以内に様式第三十一號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

八 労働安全衛生規則

（昭和二十二年十月三十一日）
（労働省令 第九號）

第一編 總 則

第一章 安全管理

安全管理者の選任

事業兼任禁止

安全管理者の資格

第一條 使用者は左の各號の一に該當する事業にあつては、労働基準法（以下法という。）第五十三條の規定により安全管理者を選任しなければならない。

一 常時百五十人以上の労働者を使用する法第八條第一號乃至第五號の事業

二 原動機の馬力數合計百以上を使用する事業

第二條 安全管理者は、二以上の安全管理者となることはできない。但し、特別の事由がある場合に、所轄労働基準監督署長の許可を受けたときは、この限りでない。

第三條 安全管理者は、當該作業の全般に精通し、左の各號の一に該當する者の中からこれを選任しなければならない。

一 舊大學令による大學、若しくは舊專門學校令による專門學校において、産業安全に関する學科を修め、これを卒業した者又はこれと同等以上の能力を有し、二年以上

代理者の選任

その實務に従事した者

二 舊中等學校令による工業學校において、産業安全に関する學科を修めこれを卒業した者又はこれと同等以上の能力を有し、五年以上その實務に従事した者

前項の産業安全に関する學科及び實務の範圍は、労働大臣がこれを定める。

第四條 使用者は、安全管理者が傷い、疾病その他の事由によつて職務を行うことができない場合には、前條の資格を有する者の中から代理者を選任しなければならない。

前項の代理者は、豫めこれを選任することができる。

代理者が、その職務を行う間、労働基準法及びこの命令の規定の適用については、これを安全管理者とみなす。

權限の付與

第五條 使用者は安全管理者に對し、安全に関する措置をなし得る權限を與えなければならない。

第六條 安全管理者は、左の事項を行わなければならない。

一 建築物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における應急措置又は適當な防止の措置

二 安全裝置、保護具、消火設備その他危害防止施設の性能の定期的點檢及び整備

三 安全作業に関する教育及び訓練

四 發生した災害原因の調査及び對策

安全管理者の職務

安全管理者の選任報告

五 消防及び避難の訓練

六 第十條の規定による係員その他安全に関する補助者の監督

七 安全に関する重要事項の記録及びその保存

第七條 安全管理者を選任したときは、遅滞なく様式第一號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

安全管理者が死亡したとき、又はこれを解任したときは、遅滞なくその後任者を選任しなければならない。

二人以上の安全管理者を選任したとき、その權限を定めて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第八條 使用者は、安全に関する事項について、關係労働者の意見を聴くため、適當な措置を講じなければならない。

使用者は、安全に関する委員會を設けた場合には、労働者の選んだ委員を參加させなければならない。

使用者は、前項の委員會について、委員會規則を設け、重要事項の記録を保存しなければならない。

第九條 使用者は、建築物につき、火元責任者を選任し、且つ火災防止のため、必要な定を作らなければならない。

労働者の意見の聴取の措置

火災防止措置

第十條 使用者は、危害防止の事項を擔當させるため、左の各號に従い、それぞれ當該係員を選任しなければならない。

- 一 汽罐の取扱主任者
 - 二 アセチレン熔接装置の熔接主任者
 - 三 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者
 - 四 危険物の取扱主任者
 - 五 卷上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解體の作業主任者
 - 六 熔鑄爐、金屬熔解爐又は電氣爐の作業主任者
 - 七 金屬の熱間壓延の作業主任者
 - 八 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者
 - 九 乾燥室の作業主任者
 - 十 映寫室の作業主任者
 - 十一 發破作業を行う事業の發破係員
- 前項各號の係員を二人以上選任した場合には、それぞれの職務の分掌を定めなければならない。

第二章 衛生管理

第十一條 常時五十人以上の労働者を使用する事業にあつては法第五十三條第一項の規定により醫師である衛生管理者及び醫師でない衛生管理者を左表によつて選任しなければならない。但し、やむを得ない事由によつて都道府縣労働基準局長の許可を受けた場合はこの限りでない。

常時使用する労働者數	醫師である衛生管理者	醫師でない衛生管理者
二百人以下	一人以上	一人以上
五百人以下	一人以上	二人以上
千人以下	一人以上	三人以上
二千人以下	一人以上	四人以上
三千人以下	一人以上	五人以上
三千人を超える場合	二人以上	六人以上

第十二條 都道府縣労働基準局長は、必要であると認める場合には地方労働基準委員會

専属の
衛生管
理者

の議を経て、一の地域において常時五十人に満たない労働者を使用する二以上の同種の事業について共同して衛生管理者を選任すべきことを命ずることができる。

第十三條 醫師でない衛生管理者及び常時千人（第四十八條第二號に掲げる業務では五百人）以上の労働者を使用する事業における醫師である衛生管理者は、専属の者¹でなければならぬ。

第十四條 衛生管理者は左の各號の一に該當する者でなければならぬ。

衛生管
理者の
資格

一 醫師であつて労働衛生に關する教養を有する者

二 第二十四條の規定による、都道府縣労働基準局長の免許を受けた者¹

第十五條 使用者はその職務遂行に支障ある繁忙な業務を有する者を、衛生管理者に選任してはならぬ。

衛生管
理者に
不適當
なもの

一 十八條、十九條に掲げる事項を行うことができない者

第十六條 衛生管理者は當該事業における衛生に關する事項を管理する。

衛生管
理者の
職務

衛生管理者を選任した場合には各々その擔任すべき職務を定めなければならない。

使用者は衛生管理者に對し、衛生に關する措置をなし得る權限を與えなければならない。

一 作業場等の擔當區域の區分、擔當職務（十九條）の區分、衛生管理の主任者と

そうでないものとの區分等により擔任する職務。

二 十八條、十九條に基づく措置。

第十七條 衛生管理者が傷い、疾病その他の事由によつて職務を行うことができない場合には、使用者はこれに代るべき適當な代理者を置かなければならない。

第十八條 醫師である衛生管理者は、毎月一回以上醫師でない衛生管理者は毎日一回以上作業場等¹を巡視し設備又は作業方法で衛生上有害のおそれある場合には、應急處置又は適當な豫防の處置をしなければならぬ。

一 必ずしも全事業場を巡視することではない。

第十九條 衛生管理者は、左の事項を行わなければならない。

一 健康に異常ある者の發見及び處置¹

二 労働環境衛生に關する調査

三 作業條件、施設等の衛生上の改善

四 衛生用保護具、救急用具等の點檢及び整備

五 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持のために必要な事項

六 労働者の負傷及び疾病、それに因る死亡、缺勤及び移動に關する統計の作成

七 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

八 その他衛生に關する事項

衛生管
理者の
職務内
容

代理者
の選任
衛生管
理者の
巡視

労働者の意見の聴取の措置

醫師である衛生管理者は前項の外健康診断を行わなければならない。

1 處置又は就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康保持に必要な措置、救急處置、病院又は診療所への收容、看護、移送等をいう。醫師たる衛生管理者については、検診、應急、治療等を含む。

第二十條 使用者は、衛生に關する事項について關係労働者の意見を聴くために適當な措置を講じなければならない。

使用者は衛生に關する委員會を設けた場合には労働者の選んだ委員を参加させなければならない。

使用者は前項の委員會について委員會規則を設け、重要事項の記録を保存しなければならない。

1 當該事業場に使用される労働者。

2 投書箱、相談口等の設置、全労働者の常會等をいう。

第二十一條 使用者は、左の各號の一に該當する場合には、様式第二號によつて遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 健康診断の結果就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じた場合

二 病者の就業禁止をした場合

一定事項の報告

三 業務上の疾病、食中毒（五人以上のものに限る）が発生した場合

第二十二條 使用者は定期の健康診断の結果に關する統計を、様式第三號によつて作成し所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第二十三條 使用者は、衛生管理者を選任もしくは解任した場合又は衛生管理者が死亡した場合には、遅滞なく様式第四號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第二十四條 衛生管理者の免許は、左の各號の一に該當する者に、これを與える。

一 醫學又は保健衛生に關する舊專門學校令による專門學校卒業業者又はこれと同等的上の學力を有する者

二 衛生管理者試験に合格した者

三 その他都道府縣労働基準局長において特に適當であると認める者

第二十五條 左の各號の一に該當する者には免許を與えない。

一 満二十歳に満たない者

二 精神病者、ろう者、あ者又はもう者

三 その他都道府縣労働基準局長において不適當と認める者

第二十六條 都道府縣労働基準局長が免許を與える場合は衛生管理者免許を交付する。

第二十七條 衛生管理者第二十五條各號の一に該當し又は衛生管理者としての品位を損

健康診断の統計報告の衛生管理者の選任に關する報告の衛生管理者の資格

免許の資格なきもの

免許の交付の取消し

する行爲があつた場合には、都道府縣労働基準局長は免許を取り消し免状を返納させることができる。

前項の取消處分を受けた者であつても疾病がなおつた場合又は改しゆんの情顯著な場合には再び免許を與えることができる。

第二十八條 衛生管理者試験は、都道府縣労働基準局長が、これを行う。

第二十九條 衛生管理者試験は、左の各號の一に該當する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 舊中等學校令による中等學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者
- 二 二年以上保健衛生に関する業務に従事した経験のある者

第三十條 衛生管理者試験は、左の科目についてこれを行う。

- 一 労働基準法
- 二 労働衛生法規
- 三 労働生理
- 四 労働衛生
- 五 救急處置

第三十一條 舊專門學校令による專門學校卒業者若しくはこれと同等以上の學力を有する者又は都道府縣労働基準局長の指定する者に對しては前條の試験の一部を免除する

試験の施行 衛生管理者試験の資格

衛生管理者試験の科目

特定の者に對する試験

ことができる。

試験の一部免除

第三十二條 衛生管理者が、その氏名又は本籍都道府縣名に変更を生じた場合には、免状を添えて免許を受けた都道府縣労働基準局長に、その書き換えを申請しなければならない。

第三十三條 衛生管理者が、免状を失い、又は損じた場合にはその事由を具し（損じた場合にはその免状を添え）、免許を受けた都道府縣労働基準局長に再交付を申請することができる。

免状の再交付の申請

第三章 安全装置

第三十四條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第一項の規定により護蓋し、貸與し、又は設置してはならない。

- 一 第七十七條の覆を具備しない研ま盤
- 二 第七十九條の割刃を具備しない丸のこ盤
- 三 第八十二條の急停止装置を具備しないゴム又はエポナイトの練りロール機
- 四 第八十三條の緊錠装置を具備しない機械
- 五 第二百三十條の罐體検査に合格しない汽罐又は特殊汽罐

護蓋、貸與、設置、禁ずる機械器具

六 第三百九十一條の規格を具備しないアセチレン發生機

七 耐壓證明書のない内壓器

八 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

第三十五條 前條第七號の耐壓證明書は、労働省労働基準局長が指定した者又は都道府

縣労働基準局長が様式第五號によつて、發行したものでなければならぬ。

前項の労働省労働基準局長の指定を受けようとする者は、様式第六號による申請書を

所轄労働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。

第三十六條 第三十八條第一項第一號乃至第三號に掲げる機械及び器具に具備する安全

装置並びに左に掲げる器具又は安全装置であつて、その性能について、労働省労働基

準局長の認定のないものは、法第四十六條第一項の規定により、譲渡し、又は貸與し

てはならない。

性能の認定なしの譲渡、貸與、機械器具の安全装置

- 一 調帯の纜金具
- 二 動力傳導軸の急停止装置
- 三 壓機又は切斷機の安全装置
- 四 木工用丸のこ盤の反ばつ又は接觸豫防装置
- 五 ゴム又はエポナイトの練りロール機の急停止装置
- 六 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

熔接による汽罐の製造の特認

前項の労働省労働基準局長の認定を受けようとする者は、様式第七號によつて申請し

なければならない。

労働省労働基準局長は、第一項の器具又は安全装置が労働者の危害防止に有效なもの

であると認めたときは、その認定書を交付する。

第三十七條 熔接による汽罐又は特殊汽罐は、法第四十六條第二項の規定により、豫め

労働省労働基準局長の認可を受けなければ、これを製造してはならない。

前項の認可を受けようとする者は、様式第八號による認可申請書を、所轄労働基準監

督署長を経由し、提出しなければならない。

労働省労働基準局長は、第一項の汽罐又は特殊汽罐の熔接に関する設備、設計、施行

方法、熔接者の技能及び熔接工作責任者について審査し差し支えないと認めたときは

その申請者に様式第九號による認可書を交付する。

第三十八條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第二項の規定により、所轄労働

基準監督署長の認可を受けなければ、これを設置してはならない。

一 汽罐又は特殊汽罐

二 揚重機

三 アセチレン熔接装置

四 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

認可設計の機械器具

前各號の機械及び器具の範圍、必要な規格、具備すべき安全装置、その他認可の基準については、第四編に規定するところによる。

第四章 性能検査

性能検査の施行

第三十九條 法第四十七條第一項の規定により、前條第一項第一號乃至第三號に掲げる機械及び器具について、性能検査の有効期間が満了した後、引き続き使用しようとするときは、様式第十號による申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の性能検査は、豫め期日を指定して、これを行う。

性能検査の有効期間

第四十條 性能検査の有効期間は、第三十八條第一項第一號については一年、同條同項第二號については二年、同條同項第三號については三年とする。但し、所轄労働基準監督署長は、性能検査の結果によつて、次期の有効期間を、その必要な限度内で短縮し、又は一年を限つて延長することができる。

性能検査に必要な準備

第四十一條 汽罐又は特殊汽罐の性能検査を受けようとするときは、罐體を冷却し、煙道を掃除し、その他検査に必要な準備をしなければならない。
揚重機の性能検査を受けようとするときは、主要部分の分解手入その他検査に必要な準備をしなければならない。

アセチレン溶接装置の性能検査を受けようとするときは、發生器から氣鐘を分離し、装置の主要部分を分解手入し、その他検査に必要な準備をしなければならない。

行政官以外に性能検査の當業者

第四十二條 法第四十七條第二項の規定により、労働大臣の指定を受けようとする者は申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。
前項の指定を受けようとする者又は指定を受けた者は、性能検査に従事する者の選任については労働省労働基準局長の認可を受けなければならない。
労働省労働基準局長は、性能検査に従事する者が、その職務を行うに適當でないと認められたときは、その解任を命ずることができる。

第四十三條 労働大臣の指定を受けた者の性能検査を受けようとする者は、豫めその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
労働大臣の指定を受けた者は、その行つた性能検査の結果を、様式第十一號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五章 就業制限及び禁止

第四十四條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により、都道府縣労働基準局長の行う技能試験に合格し免許を受けた者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

検査を受ける者と検査者の報告

技能試験の合格者の就業し得る業務

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 卷上能力五トン以上の起重機運轉の業務
- 四 アセチレン發生装置の作業主任の業務
- 五 映寫機による上映操作の業務

前項の規定による免許を受けた者でなければ、當該業務に就いてはならない。
第一項の試験及免許に關する規定は、第四編各章に定めるところによる。

第四十五條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により技能を選考した上指名した者でなければ左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

- 一 第九條火元の責任者の業務
- 二 第十條第三號乃至第十一號の當該係員の業務
- 三 汽罐据付工事における作業主任者の業務
- 四 卷上能力五トン未満の起重機運轉の業務
- 五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーター運轉の業務
- 六 動力による軌條運輸の業務
- 七 動力による卷上機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く。）運搬機又は索道

運轉の業務

- 八 電氣工作物の施工又は高壓（特別高壓を含む。）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務
 - 九 原動機（十馬力未満及び電動機を除く。）の運轉又はその運轉中における掃除、注油又は検査の業務
 - 十 と石車の取換及び試運轉の業務
 - 十一 天井走行起重機の玉掛又は合圖の業務
 - 十二 消費量毎時百ガロン以上の液體燃燒器の點火の業務
 - 十三 電弧溶接の業務
 - 十四 動力による土木建築用機械の運轉の業務
 - 十五 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務
- 前項の規定によつて指名された者以外の者は、各號の一に該當する業務に就いてはならない。
- 所轄労働基準監督署長は、第一項の規定によつて指名された者の技能が不適當であると認めるときは、その者の就業を禁止することができる。
- 第四十六條 使用者は、法第四十九條第一項の規定により、六箇月以上の経験を有する者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

- 一 運轉中の原動機より中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は鋼帯の掛換の業務
- 二 ゴム、エポナイト等粘性質のローラー練りの業務
- 三 径二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪の直徑七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務
- 四 動力によつて運轉する壓機の金型若しくは切斷機の刃部の調整又は掃除の業務
- 五 操車場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務
- 六 軌道内であつてずい道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行びん繁な場所における單獨の業務
- 七 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

- 前項の經驗を有する者以外の者は、同項各號の一に該當する業務についてはならない
- 第四十七條 使用者は、左の各號の一に該當する者を就業させてはならない。但し、第二號に掲げる者について、傳染豫防の處置をした場合には、この限りでない。
- 一 再歸熱、麻疹、炭そ、鼻そその他これに準ずる傳染病にかかつた者
 - 二 病毒傳ばのおそれある結核、梅毒、かいせんその他の傳染性皮膚疾患、のう漏性結膜炎、著しく傳染のおそれあるトラホームその他これに準ずる傳染性眼疾患にかかつた者又は傳染病の病原體保有者

- 三 精神分裂病、そううつ病、麻ひ性痴ほうその他の精神病の患者であつて就業することが不適當な者
- 四 胸膜炎、結核、心臟病、脚氣、關節炎、けんしやう炎、急性泌尿生殖器病その他の疾病にかかつた者であつて労働のために病勢が著しく増悪するおそれのある者
- 五 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病にかかつた者

第六章 健康診断

第四十八條 左の各號の一に該當する場合には、雇入れの際に法第五十二條第一項の規定により健康診断を行わなければならない。但し、労働大臣の指定する健康診断を受け、三箇月を経過しない者を雇い入れる場合は、この限りでない。

- 一 常時五十人以上の労働者を使用する事業において、常時使用する労働者を雇い入れる場合
- 二 左に掲げる業務に、常時使用する労働者を雇い入れる場合
 - (イ) 多量の高熱物體を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - (ロ) 多量の低温物體を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - (ハ) ラヂウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務

毎年定期
健康診断
を要する
事業

- (ニ) 土石、塵毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - (ホ) 異常気圧下における業務
 - (ヘ) さく岩機、飯打機等の使用によつて、身體に著しい振動を與える業務
 - (ト) 重量物の取り扱い等重激な業務
 - (チ) ボイラー製造等強裂な騒音を發する場所における業務
 - (リ) 坑内における業務
 - (ヌ) 深夜業を含む業務
 - (ル) 水銀、ひ素、黄りん、ふつ化水素、鹽酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害物を取り扱う業務
 - (ヲ) 鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふつ素、鹽素、鹽酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これに準ずる有害物のガス、蒸氣又は粉じんを發散する所業における業務
 - (ワ) 病原體によつて汚染のおそれの著しい業務
 - (カ) 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務
- 第四十九條、前條第一號に規定する労働者又は法第八條第一號乃至第五號、第八號及び第十號乃至第十五號の事業において、常時使用する労働者については、毎年一回以上定期に、健康診断を行わなければならない。

検査の
項目

- 前條第二號に規定する労働者については、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。
- その年において前條の規定による健康診断又は労働大臣の指定する健康診断を受けた者については、その受けた回数に應じて、前二項の規定による健康診断はこれを行わないことができる。
- 第五十條 前二條の規定による健康診断においては、左の項目について検査又は検診を行わなければならない。
- 一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他臨床醫學的検査¹
 - 二 身長、體重、視力、色神、聴力の検査
 - 三 ツベルクリン皮内反應検査、エックス線検査、赤血球沈降速度検査及びかくたん検査
 - 四 前各號の外、業務の種類又は作業の状態によつて労働大臣の指定する検査
- 前項第二號乃至第四號の検査は、醫師においてその必要を認めない場合又はその實施の困難な場合には、これを省略することができる。
- 前項後段の場合には、様式第十二號によつて事前に又は事後遲滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 1 必要に應じて行ふ皮膚泌尿器検査、運動機能検査等をいう。

第五十一條 事業に附属する食堂又は炊事場における業務に従事する労働者については雇入れの際に、検便による健康診断を行わなければならない。前項の規定による検便の実施が困難な場合にはこれを省略することができる。この場合には前條第三項の規定を準用する。

都道府県労働基準局長は、必要であると認める場合には、使用者に對して、第一項に規定する労働者について、定期に検便による健康診断を行うことを命ずることができる。

1 寄生蟲卵検査、傳染病保菌者発見のための細菌學的検査をいう。

2 傳染病が流行し又はそのおそれのある場合をいう。

第五十二條 使用者の指定した醫師の診断を受けることを、希望しない労働者が、法第五十二條第二項の規定によつて、他の醫師の健康診断を求めるときには、その結果を證明する書面を、様式第十三號によつて提出しなければならない。

第五十三條 健康診断に関する記録は、様式第十四號によつて作成しなければならない。第五十四條 使用者その他健康診断の事務に従事し又は従事した者は、その職務上知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

第七章 總 則

第五十五條 法第五十四條第一項の規定による危険な事業又は衛生上有害な事業は、左

の通りとする。

一 原動機の馬力數合計三以上を使用する法第八條第一號乃至第三號の事業

二 原動機の馬力數合計二以上を使用して左の業務を行う事業

(イ) 壓機又は切斷機による金屬加工の業務

(ロ) 金屬の切削又は乾燥研まの業務

(ハ) 木材の切削加工の業務

(ニ) 製綿、打綿、麻のりゆう解、起毛又は反毛の業務

三 主として左の業務を行う事業

(イ) 發電、送電、變電、蓄電又は電路の開閉業務

(ロ) 金屬の溶解、精鍊又は熱處理の業務

(ハ) 金屬の熔接又は熔斷の業務

(ニ) 硝子製造の業務

(ホ) 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材、樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製の業務

(ヘ) 乾燥室を使用する業務

(ト) 油脂、ろう若しくはパラフィンの製造、精製又はこれ等を用いる業務

(チ) 塗料の噴霧塗装又は焼付の業務

事前計書の様式

- (リ) 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務
- (ヌ) 火薬、爆薬、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族、ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性の物の製造又はこれ等を用いる業務
- (ル) 金屬カリウム、金屬ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を用いる業務
- (ヲ) エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ペンゼン、トルーエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物の製造又はこれ等を用いる業務
- (ワ) 第四十八條第二號に掲げる業務
- 四 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの
- 第五十六條 法第五十四條第一項の規定による届は、事業場毎に様式第十五號による届書に様式第十六號による摘要書及び左の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
 - 一 周囲の状況及び四隣との關係を示す圖面
 - 二 敷地内の作業現場又は建設物の配置作業の概要を示す圖面

十四日以内の建築物の竣工報告

- 三 作業現場の明細又は又は建築物各階の平面及び断面圖（原動機、機械動力傳道裝置その他の設備の配置を含む。）
- 四 特殊な原動機、機械設備等を示す圖面
- 五 特殊な安全又は衛生に關する裝置その他危害の防止に關する圖面
- 六 土木建築事業等にあつては、工事豫定表
- 第五十七條 移動興行場その他の假設建物又は設備で、十四日以内に廢止するものについては、法第五十四條第一項の規定にかかわらず、その工事着手迄に、様式第十七號によつて、所轄労働基準監督署長に届け出ればよい。
- 第五十八條 使用者は、左に掲げる事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
 - 一 第五十八條の工事が落成したとき又はその一部を使用しようとするとき（様式第十八號）
 - 二 事業場又は寄宿舎その他の附屬建設物内で、左に掲げる事故が発生したとき（様式第十九號）
 - (イ) 火災又は爆發の事故
 - (ロ) 汽罐その他内壓力を有する容器の破裂の事故
 - (ハ) 遠心分離機と石車その他高速回轉體の破裂の事故

- (ニ) 起重機、エレベータ、巻上機又は索道の鎖若しくは索の切斷の事故
- (ホ) 建設物、寄宿舎、附屬建物又は起重機、煙突、高架そう等の倒壊の事故
- (ヘ) 一時に三人以上の埋没者若しくは死傷者を發生した崩壊又は落盤の事故
- (ト) 一時に五人以上の死傷者又は中毒者の發生した事故

第二編 安全基準

第一章 原動機及び動力傳導装置

原動機による危害防止措置
 動力傳導装置の車軸による危害防止措置
 スイッチの位置

第五十九條 動力傳導装置による危害を防止するため機械毎に電動機を取り付け、又はその全系統を簡略に配置するよう努めなければならない。

第六十條 原動機は別室又は區劃された場所に据え付けなければならない。但し、やむを得ない場合又は電動機の場合には、係員以外の者の接近を防止するため、有効な圍を設け又は危険な部分に覆をしなければならない。

第六十一條 動力しや斷装置は、容易に操作ができるもので、且つ振動、接觸等のため不意に起動するおそれのないものでなければならない。

第六十二條 電気設備のスイッチは、開閉の際に感電し又は火災若しくは爆發を生ずる

危険を防止するため、適當な位置に取り付け、且つ照明を充分にしなければならない

第六十三條 床面から一、八メートル以内にある動力傳導装置の車軸で接觸の危険があるものには、圍、覆又はスリートを設けなければならない。

水平車軸で、作業若しくは通行のためこれをまたぐものには、覆又は踏切橋を設けなければならない。

踏切橋には、必要な箇所に手すりを設けなければならない。労働者は、踏切橋の設備がある場合には、踏切橋以外の場所でその車軸を越えてはならない。

第六十四條 床面から一、八メートル以内にある調帶、調索又は調車で、接觸の危険があるもの又は作業若しくは通行のためこれをまたぎ又は下を通るものには、圍又は覆を設けなければならない。

床面から一八メートル以上又は床下抑しくは地下室にある調帶、調索又は調車で掃除注油、検査又は修繕の場合に、運轉中接觸する危険があるものには、圍又は覆を設けなければならない。

第六十五條 通路又は作業箇所の上にある調帶で、調車間の距離三メートル以上、幅十五センチメートル以上、速度毎秒十メートル以上のものにあつては、不意の切斷による危害を防止するため、その下方に確實な圍を設けなければならない。

第六十六條 調車と隣接車輪、軸承、車軸接手等との間隔が調帶の幅に三センチメートル

調帶の切斷による危害防止措置
 調帶受の設置

動力傳導装置の車軸による危害防止措置

調帶等による危害防止措置

動力傳導装置の軸承

ル若しくはその四分の一を加えた寸度以下である場合又は車軸の運轉中に調帶を時時取り外して置く場合には、適當な調帶受を設けなければならない。

第六十七條 動力傳導装置の軸承は、オイルカップ、リング型、球軸承その他長期にわたつて、給油の必要がないものを使用しなければならない。但し、運轉中に注油を禁止してある場合又は注油の際に接觸の危険がないように調帶、調車及び車軸に確實な安全装置を設けておく場合はこの限りでない。

第六十八條 調帶の繼目には、突出した金具を使用してはならない。但し、突出部を削つて安全にしたものはこの限りでない。

第六十九條 動力傳導装置又は動力によつて運轉する車軸に附屬する止め金具類は、埋頭型のものを使用し又は適當な覆を設けなければならない。

第七十條 遊車を使用する場合は、當該労働者が、直ちに操作することのできる位置に選帶装置を設けなければならない。前項の選帶装置は、調帶が不意に固定車に移動するおそれのないものでなければならぬ。

第七十一條 動力傳導装置の齒車で、通行又は作業の際に接觸の危険があるものは、覆をしなければならない。

第七十二條 原動機若しくは動力傳導装置は、その運轉を速かに停止することができる

選帶装置の設備

原動機停止装置

装置の設置

原動機運轉開始の合圖

原動機起動装置の對する措置

しや斷装の設置

勢輪等に
による
危害防
止措置

装置を設け又は作業場所と係員を常置した原動機室との間に、確實な停止の連絡を保持しなければならない。

第七十三條 原動機又は動力傳導装置の運轉を開始する際、これを關係労働者に、豫め周知させるための一定の合圖を定めなければならない。

労働者は、前項の定を確實に守らなければならない。

第七十四條 原動機、動力傳導装置又は機械の運轉を停止して、掃除、注油、検査の作業をする場合には、必要ある部分の起動装置に錠をかけ又は標示盤を取り付ける等他人がこれを運轉して危害を生ずることを防止するため、確實な措置を講じなければならない。

第二章 機械装置

第七十五條 動力によつて運轉する機械には、各機械毎に遊車、クラッチ、スイッチ等の動力しや斷装置を設けなければならない。但し、連続した一團の機械で、共通のしや斷装置を有するものはこの限りでない。

第七十六條 機械の勢輪、調車、齒車等で接觸の危険があるものは、覆をしなければならない。但し作業の性質上、覆をすることの適しないものには、接觸を防止する圖を設けなければならない。

第三章 通路及び作業床

第八十八條 作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け且つこれを常時有効に保持しなければならない。

第八十九條 通路には、正常の歩行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならぬ。但し、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させる場合は、この限りでない。

第九十條 屋内に設ける通路は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 用途に應じて適当な幅を有すること
- 二 主要な通路は、これを保持するため、適当な標示をすること
- 三 通路面は、つまづき、すべり、踏抜き等の危険のない状態に保持すること
- 四 通路面から高さ一・七メートル以内の障害物が無いこと

第九十一條 百貨店、興行場、病院、旅館その他の事業場で、労働者以外の者と共用する通路、階段及び非常口は、非常の際にそれ等の者の安全を確保することができるものでなければならない。

第九十二條 機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路は、幅八十センチメートル以上でなければならない。

安全通路の設置
採光、照明の措置
屋内通路の措置

作業踏の設置
非常通路の設置

建築物の階段の基準

屋外へ通ずる階段の設置の基準

第九十三條 作業場の床面は、つまづき、すべり等の危険のない構造とし、且つ安全な状態に保持しなければならない。

第九十四條 旋盤、ロール機等の機械が、常時就業する労働者の身長に比べて不適当に高い場合には、安全で適当な高さの作業踏臺を設けなければならない。

第九十五條 爆発性、発火性又は引火性のものの製造若しくは取り扱いをする屋内作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に容易に安全な場所に避難することができる適当な二以上の通路を設けなければならない。

前項の通路に設ける戸は、引戸又は外開戸でなければならない。

第九十六條 建築物に設ける階段は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 丈夫な構造であること
- 二 ころ配は、急に過ぎないこと
- 三 踏面及びびげ上は、等間隔に設けること
- 四 高さ五メートルを超える場合には、高さ五メートル以内毎に適当な踊場を設けること

五、 少くとも片側に適当な手すりを設けること

第九十七條 地階又は二階以上で、常時二十人以上の労働者が就業する建物では、各階に適当に配置され、且つ容易に屋外の安全な場所に通ずる二以上の階段を設けなければ

ばならない。

五十人以上の場合には、前項の階段は、左の事項を具備しなければならない。

一 踏面は、二十センチメートル以上、け上は、二十二センチメートル以内とするこ
と

二 ころ配は、四十度以内とすること

三 高さが三・六五メートルを超える場合には、高さ三・六五メートル毎に長さ一・

二五メートル以上の踊場を設けること

四 幅は、内法一・二五メートル以上とすること

五 回段を設けないこと

六 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手すりを設けること

七 各段から高さ一・七メートル以内に障害物が無いこと

第九十八條 主要な通路又は常時使用しない非常用の出口、通路若しくは階段には、適
當な標示をしなければならぬ。

第九十九條 通路と交わる軌道で車輛を使用するときは、看視人を配置し又は警鈴を鳴
らす等適当な措置を講じなければならない。

第一百條 埠頭、岸壁等の荷扱作業を行う場所については、左の事項を行わなければなら
ない。

作業における
おける危険
防止措置

一 作業場所及び通路の危険な部分には、安全で有効な照明の方法を講ずること
二 埠頭又は岸壁の線に沿うて、通路を設ける場合には、その幅を九十センチメー
トル以上とし且つこの区域から固定の設備及び使用中の装置以外の障害物を除くこと
三 陸上における通路及び作業で、ぐう角、橋又は船きよのころ門等を超える歩道等
の危険な部分には、適当な圍を設けること

第一百一條 労働者が岸壁又は他の船舶に横づけとなつて居る船舶に往復する場合に
は、歩板、はしご等適当な通行設備を設けなければならない。但し、安全な船側階段を備
えた場合は、この限りでない。

労働者は、前項以外の通行設備を使用してはならない。

第一百二條 甲板面からその底までの深さが一・五メートルを超える船そう内で、労働者
が荷扱作業をする場合には、甲板と船そうとの間に、安全な通行設備を設けなければ
ならない。但し、船舶の構造上適当な通行設備を備えている場合には、この限りでな
い。

労働者は、前項以外の通行設備を使用してはならない。

第一百三條 架設通路は丈夫な構造とし、且つ左の事項を具備しなければならない。

一 ころ配は三十度より緩にし、且つそれが十五度より急なものには、踏さんその他
適当な滑止めを設けること。但し、適当な階段を設けたもの又は高さ二メートル未

架設通路の
構造基準

船舶往復の
ための通行
設備の設置
の基準

船舶間
の通行
設備の
設置

架設通路の
構造基準

溝で適當に手掛を設けたものは三十度より急であつて差支えない

二 墜落の危険がある箇所には、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること、但し、作業上やむを得ない場合には、必要な部分を限つて臨時にこれを取り外すことができる

三 たて坑内の架設通路の長さが十五メートル以上であるときは、十メートル以内毎に踏だなを設けること

四 建築工事に使用する高さ八メートル以上の登さん橋には、七メートル以内毎に踊場を設けること

第百四條 軌道を設けた坑道、ずい道、橋等で、労働者が歩行し又は作業する場合には適當な間隔毎に回避所を設けなければならない。但し、軌道の傍に相當の餘地があつて、車輛に接觸する危険がないときは、この限りでない。

第百五條 はしご道は、丈夫な構造とし、且つ左の事項を具備しなければならない。

- 一 踏さんを等間隔に設けること
- 二 踏さんと壁との間に適當な間隔を保たせること
- 三 はしごの轉位防止のため適當な措置をすること
- 四 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること
- 五 坑内はしご道で長さ十五メートル以上のものは、十メートル以内毎に踏だなを設けること

はしご道のき備すべき事項

水路の安全送りの措置

足場の構造基準

丸太足場のき備すべき事項

けること

六 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とすること
潜かん内のはしご道等でやむを得ないものは、前項第四號及び第五號の規定はこれを適用しない。

第百六條 坑内に設けた通路又ははしご道で巻上装置に接近して危険な場合には、當該場所に板仕切、その他の隔壁を設けなければならない。

第百七條 労働者が作業のため水路によつて船舶に往復する場合には、労働者を安全に輸送するための適當な措置を講じなければならない。

第四章 足場

第百八條 足場は、使用の目的に應じた丈夫な構造とし、高さ二メートル以上のものの足場板は、幅二十センチメートル以上、厚さ三・五センチメートル以上のものとしなければならない。

足場板は、二箇所以上において、これを柱、腕木等に堅固に取り付けなければならない。但し、移動させるもので、安全に架け渡されるものは、この限りでない。

第百九條 丸太足場は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 建地の間隔は、二・五メートル以内とし、地上第一の布は、三メートル以下の位

つり足
場につ
るに對
置る措

- 置に設けること（作業上やむを得ない部分で、適當にこれを補強した場合を除く）
- 二 建地の脚部を確實に固定すること
 - 三 腕木の間隔は、一・五メートル以内とすること
 - 四 建地の接手が、重ね合せ接手の場合には、接續部において、一メートル以上を重ね、且つ二箇所以上において縛り、突合せ接手の場合には、適當な構造の二本組の建地とし、又は一・八メートル以上の添木を用い、且つ四箇所以上において縛ること
 - 五 建地、布、腕木等の交さ部分及び接續部は、鐵線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること
 - 六 適當な筋違で補強すること
 - 七 建設物に堅固に取り付けるか、又は控を設けること
 - 八 高さ二メートル以上の作業床は、幅四十センチメートル以上とし、足場板のすき間は、三センチメートル以内とすること
 - 九 高さ二メートル以上の作業床には、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること（作業上やむを得ない部分を除く）
- 第一百十條 つり足場については、左の事項を行わなければならない。但し、輕易つり足場には、第三號乃至第七號の事項を適用としない。

- 一 安全荷重を超えて負荷しないこと
- 二 前號の安全荷重は、つり鋼索の安全係数が十以上、突りよう及び足場けたの安全係数が五以上となるようにこれを定めること
- 三 作業床は、三メートル以内毎に、金屬性の突りよう、足場けた及びつり鋼索をもつて、堅固にこれを支持すること
- 四 つり鋼索は、三十センチメートルの長さの間において、子線數の十分の一以上が切斷したものを使用しないこと
- 五 つり装置には、確實な齒止を設けること
- 六 作業床は、幅九十センチメートル以上のものとし、幅三十センチメートル以上、厚さ五センチメートル以上の板をすき間なく敷き詰め、且つ建設物との間隔をなるべく少くすること
- 七 高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること
- 八 動搖又は轉位を防止するために、適當な措置を講ずること
- 九 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等の支持臺としないこと

第五章 墜落防止

墜落防止の措置

第百十一條 物品揚卸口、ピット、煮沸そう、車軸道、作業床の端若しくは開口部、たて坑又は四十度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船のそう口その他労働者が就業中又は通行の際に、墜落の危険がある箇所には、圍、手すり、覆等の設備を設けなければならない。但し、常時監視人を置く等適當な措置を講ずる場合は、この限りでない。

前項の設備で、やむを得ない必要があるときに限り、その部分について臨時にこれを取り外すことができる。但し、これを取り外した者は、その必要な期間後直ちに元の状態に復しておかなければならない。

墜落防止の措置

第百十二條 たて坑内、井戸、四十度以上の斜面、やぐら、塔、電柱、架空索道の支柱つり足場等墜落の危険がある場所で、労働者を作業させる場合には、腰綱を使用させ又は他の適當な墜落防止の方法を講じなければならない。

墜落防止の措置

第百十三條 前項の防止方法を行わなければならない。労働者は、前項の防止方法を行わなければならない。第百十四條 不用のたて坑、坑井、又は四十度以上の斜坑には、坑口の閉そくその他墜落防止の施設を設けなければならない。不用の坑道又は坑内採掘跡には、さく圍その他通行のしや斷の設備を設けなければならない。

第百十四條 作業用移動はしごには、滑止装置の取付、その他轉倒を防止するのに、必要でない。

移動式脚立の脚立の具の備えつけべき事項

要な措置を講じなければならない。

第百十五條 移動式脚立は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 据え置いたときに安定した形であること
- 二 丈夫な構造であること
- 三 丈夫な昇降用の踏さんを備えること
- 四 踏面は、適當な面積を有すること
- 五 折たたみ式のもの、脚と水平面との角度を七十五度以内とし、且つこれを確實に保持する金具を備えること

第六章 崩壊、落下の豫防

崩壊の危険防止の措置

第百十六條 崩壊の危険がある地盤の下で、労働者を作業させる場合には、左の措置を講じなければならない。

- 一 適時安全な方法によつて作業箇所の上部を切り落し、安全なこう配を保持し、又は適當な土留を設けること
- 二 前號により難いときは、監視人を置き作業を監視させること
- 三 崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること

第百十七條 土石の崩壊又は落下の危険がある掘さく箇所と、その下方における積み込

土石の崩壊、

みその他の作業箇所との間には、安全な間隔を置かなければならない。但し、作業場が狭くやむを得ない場合に、看視人を置き、作業を看視させるときは、この限りでない。

第百十八條 落盤の危険がある場所には、支柱その他の落盤防止の施設を設けなければならない。

採掘又は掘進中、特に落盤の危険がある場合には、支柱材その他の坑内支持に必要な材料を落盤防止作業上便宜な場所に配置しなければならない。

第百十九條 坑道又はずい道を掘る場合に、水又はガスの噴出により危険がある場合は、検知孔をうがう等適当な措置を講じなければならない。

第百二十條 露天掘り場では、左の事項を行わなければならない。

- 一 崩壊の危険がある表土は、豫めこれを取り除いた後採掘すること
- 二 浮石を取り除くこと
- 三 浮石の取除作業には、安全なこう配を保持すること
- 四 砂れきその他崩壊し易いものを採掘する場合には、適当な階段をつけ又は安全なこう配を保持すること
- 五 採掘箇所の下部には、さくその他の適当な落石防止の設備を設け又は採掘箇所とその他の作業箇所若しくは通路との間に、安全な間隔を置くこと

第百二十一條 三メートル以上の高所から物体を投下する必要があるときは、適当な投下設備を設け又は看視人を置く等危害防止の方法を講じなければならない。

労働者は、前項の方法によらないで三メートル以上の高所から物体を投下してはならない。

第百二十二條 作業のため物体が落下又は飛來して危険がある場合には、防網の設備、立入区域の設定、その他適当な危害防止の措置を講じなければならない。

第百二十三條 一貨物で、一トン以上の重量物を發送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方法で、その重量を標示しなければならない。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

第七章 電 氣

第百二十四條 電気工作物、電気機械器具、電力装置その他電気附屬設備の危険な部分には、その旨を標示し、且つ照明を充分にしなければならない。

作業中又は通行の際に、接觸による危険がある箇所には、圍を設けなければならない。前二項の設備は、感電、漏電若しくは火災又は爆發の危険を防止するため一箇月に一回以上点検し、異常のある部分は、直ちに修繕しなければならない。

第二百五條 感電の危険がある箇所の電氣をしや断して、修繕、點檢等の作業をする場合には、作業中スイッチに錠をかけ又は必要な箇所に通電禁止期間等の所定事項を明示する等、他人がこれに通電する危険を防止するため、確實な措置を講じ、且つその旨を關係労働者に豫め周知させなければならない。

第二百二十六條 電氣機械器具に附屬するコードその他で、労働者に接觸の危険がある場合には、水に對して完全なものを使用し、又は濕氣を帯びない措置を講じなければならない。

第二百二十七條 感電又は電氣火傷を生ずる危険がある作業には、適當な保護具を備えなければならない。
労働者は、前項の作業中又は感電の危険があるコードに接觸する場合には、前項の保護具を使用しなければならない。

第八章 保護具その他

第二百二十八條 熔鑪、熔洗爐又は硝子熔解爐その他多量の高熱物を取り扱う場所は、爆發又は逸出等による危険を防止するため、適當な措置を講じなければならない。
前項の場所には、火傷その他の危険を防止するため、適當な保護具を備えなければならない。

労働者は、第一項の作業中、前項の保護具を使用しなければならない。

第二百二十九條 運轉中の原動機、動力補導装置又は動力によつて運轉する機械に接近して作業に従事し、頭髮又は被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適當な帽子又は作業服を着用させなければならない。

労働者は、作業中前項の帽子又は作業服を着用しなければならない。

第二百三十條 作業中労働者に手袋の使用を禁止する機械は、豫め労働者にこれを明示しなければならない。

労働者は、前項の機械作業中、手袋を使用してはならない。

第二百三十一條 作業中労働者に、歩行面の構造又は作業状態に不適當な履物を使用させてはならない。

第二百三十二條 電弧熔接その他強烈な光線を發散して危険のおそれのある場所は、これを區畫しなければならない。但し、作業上やむを得ない場合は、この限りでない。
前項の場所には、適當な保護具を備えなければならない。

第二百三十三條 研ま盤による金屬の乾燥研ま、ビスコース紡糸作業、炭酸含有清涼飲料水のびん詰、その他作業の性質上物體の飛來による危険があるときは、飛來防止の設備を設け又は適當な保護具を備えなければならない。
労働者は、作業上前項の保護具を使用しなければならない。

第三百三十四條 労働者を水上作業に従事させる場合には、浮袋その他の救命具を適當な場所に備えなければならない。

第九章 火災及び爆發の防止

第三百三十五條 事業の建築物を新築、増築、改築する際は、左の事項を具備しなければならない。

一 主要建築物と隣地境界線の間及び二以上の主要建築物の間には、防火及び避難に必要な間隔を設けること

二 床面積六百六十平方メートル以上のものは、その外壁を準耐火構造とし、床面積三、三〇〇平方メートル以上のものは、外壁及び屋根を不燃性の材料で造ること

第三百三十六條 火爐その他多量の高熱物を取り扱う設備は、火災を防止するため必要な構造としなければならない。

前項の基礎工事には、地下水、雨水等の浸入による爆發を防止するため、適當な措置を講じなければならない。

第三百三十七條 爆發性、發火性若しくは引火性の危険物を貯蔵し、集積し、又は取り扱う設備は、火災又は爆發防止のため適當な構造としなければならない。

第三百三十八條 接觸により火災又は爆發を生ずるおそれのある危険物を、同一の運搬機

水上作業
に用いる
浮袋の備

建築物の
新築、増
築、改築
の際に備
えなければならない

火爐等
の具備
すべき
構造

接觸に
よる爆發

發火の
防止
の措置

可燃物の
取扱場所
の作業
の場所
におそれ
のある場
所の發
生防止
の措置

映寫室
の構造

に積載し、又は同一の場所で同時に取り扱わせてはならない。但し、接觸防止のため有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

第三十九條 起毛、反毛等の作業又は綿、羊毛、ぼろ、木毛、わら、紙屑、その他可燃性の物を多量に取り扱う作業の場所は、火災防止のため適當な位置及び構造としなければならない。

第四十條 爆發のおそれのあるガス、蒸氣又は粉じんを發生する場所は爆發防止のため換氣、通風、除じんその他適當な措置を講じなければならない。

前項の場所には、安全な燈火を使用し且火花を發し又は過熱のおそれのある機械若しくは設備を設けてはならない。

労働者は第一項の場所で火氣を使用し、又は火花を發する行爲をしてはならない。

第四十一條 特に危険な箇所には必要でない者の立入りを禁止し、火災又は爆發の危険がある箇所には、火氣の使用を禁止する旨の適當な標示をしなければならない。

第四十二條 映寫室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 壁、床及び天井を耐火構造とすること
 - 二 間口二メートル以上、奥行三メートル以上、天井高さ二・一メートル以上とする
- こと、但し、映寫機を二臺以上据付けける場合には、一臺を加える毎に、間口一メートル以上を増すこと

映寫機
の安全
開閉器
の備付

消火設
備の設
置

- 三 出入口は、幅六十センチメートル、高さ一・七メートル以上とすること
 - 四 出入口には、外開きの防火戸を備えること
 - 五 不燃性の材料で作つた映寫機用排氣筒及び室内換氣筒を設け、これを外氣に導くこと
 - 六 不燃性の材料で作り、又は被覆したフィルムを格納庫を設けること
 - 七 九リットル入薬液消火器又はこれと同等以上の效力のある消火器一箇以上及び乾燥砂を充たした十リットル入容器二箇以上を備えること
 - 八 映寫室に接近し、面積四平方メートル以上の映寫技術者室を設けること
- 第四百四十三條 映寫機は、フィルム切斷による危険を防止するための安全開閉器を備えなければならない。
- 速燃性のフィルムを使用する場合には、その上下を収める金屬性ドラムを備えなければならない。
- 第四百四十四條 建築物には、その規模に適應する貯水池、消火せん、消火器、消火砂、水そうその他の消火設備を適所に設けなければならない。
- 前項の消火設備は、作業の性質又は火災若しくは爆發の性状に適應するものでなければならない。
- 第四百四十五條 火爐、加熱装置、鐵製煙突その他火災を生ずる危険のある設備と建築物

火氣使
用の場
所の設
備

煙突等
の具備
すべき
事項

- その他可燃性物體との間には、防火のため必要な間隔を設け、又は可燃性物體をしや熱材料で防護しなければならない。
- 第四百四十六條 ゴムのり引機その他の機械又設備で、靜電氣による火災を生ずる危険がある部分は、確實に接地しなければならない。
- 第四百四十七條 自然發火の危険がある物を積み重ねる場合には、危険な温度に上昇しない措置を講じなければならない。
- 第四百四十八條 煙道又は煙突は、左の事項を具備しなければならない。
- 一 掃除及び點檢が容易にできる構造であること
 - 二 建築物を貫通する部分は、眼鏡石をはめ込み、又は確實なしや熱材料で防護すること
 - 三 開口部は、建築物から一メートル以上又は建築物の開口部から三メートル以上離すこと
 - 四 燃料の種類及び使用量に應じて定期に掃除すること
- 第四百四十九條 喫煙所、ストーブその他火氣を使用する場所には、火災豫防上必要な設備を設けなければならない。
- 労働者は、濫りに喫煙、採だん、乾燥等の行爲をしてはならない。
- 火氣を使用した者は、確實に残火の始末をしなければならない。

第二百五十條 油又は印刷用インキ類によつて、浸染したボロ、紙屑等は、不燃性の有がい容器に収める等火災防止の措置を講じなければならない。

第二百五十一條 灰捨場は、延焼の危険のない位置に設け、又は不燃性の材料で造らなければならない。

第二百五十二條 爆發薬を使用する者は、左の事項を行わなければならない。

- 一、ダイナマイトその他ニトログリセリン爆發薬で凍結したものは、火氣に接近させ又は直接蒸氣に接觸させる等危険な方法で融解しないこと
- 二、鐵装具を用いて装てんしないこと、ニトログリセリン爆發薬又は綿火薬の装てんには木製の込棒以外のものを使用しないこと
- 三、爆發薬の装てん用込物は、粘土その他適當な物の外、これを使用しないこと
- 四、點火は、豫め附近の者に警告した後で行うこと
- 五、不發の場合、電氣點火法によつたときは、爆破母線を點火器から取り離した後、その他の方法によつたときは、十五分を経過した後でなければ、爆發薬装てん箇所に近寄り、又は他の者を近寄せないこと
- 六、不發の裝薬及びその込物は、これを掘出さないこと、この場合には、爆破係員の指揮を受け、不意に爆發する危険を避けるため、適當な措置を講ずること

第二百五十三條 可燃性ガスが存在する地下作業場で、労働者作業させる場合には左の

灰捨場に對する措置
爆發物を使用する者の遵守事項

可燃性

ガスの存在する地下作業場に對する措置
發破の際の避難所設置

乾燥室の定義
特殊な乾燥物の建築物の構造
乾燥室の構造
具備すべき事項

事項を行わなければならない。

- 一 毎日可燃性ガスの含有率を検査すること
 - 二 メタンガスの含有率が百分の一・五以上の場合には、直ちに改善の措置を講じ、危険がなくなるまで、その場所から労働者を待避させ、且つ動力を停止すること
- 第二百五十四條** 發破の際に、労働者が安全な距離に避難し得ない場合には、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

第十章 乾 燥 室

第二百五十五條 この命令で乾燥室とは、熱源を用いて物の加熱乾燥をするための區畫された部屋又はこれに準ずるものをいう。

第二百五十六條 爆發又は自然發火の危険がある物を取り扱う乾燥室を設ける部分の建築物は、平家若しくは別棟としなければならない。但し建築物が耐火構造のものである場合は、この限りでない。

第二百五十七條 乾燥室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 爆發性、發火性又は引火性の物を取り扱う乾燥室の壁は、鐵骨鐵板張、鐵筋コンクリート造、メタルラス張モルタル塗、れんが造等の不燃構造とし、床、天井、柱、屋根及び出入口の戸は、不燃性の材料で造ること

乾燥室の加熱方法
熱源の具備事項
電氣設備の使用法

- 二 前號以上の物を取り扱うもので、木造の場合にはセメント塗、モルタル塗、鐵板張等とすること
 - 三 爆發の危険がある物を取り扱う乾燥室は周壁を堅固な構造とし、屋根は、輕量な材料で造ること
 - 四 のぞき窓、出入口、排氣孔等の開口部は、發火の際延焼を防止する位置を選定し且つ必要があるときは直ちに密閉できる構造とすること
 - 五 内部のたな、わく等は不燃性の材料で造ること
 - 六 有效な換氣装置を設けること
 - 七 内部は掃除し易い構造とすること
- 第五十八條** 乾燥室は温度が局部的に上昇しない方法で加熱しなければならない。乾燥室は内部の温度を隨時測定することのできる装置を設けなければならない。
- 第五十九條** 乾燥室の熱源は、左の事項を具備しなければならない。
- 一 爆發性の物の乾燥には、直火を使用しないこと
 - 二 炭火、れん炭、コークス等の直火を使用する場合には、炎又は跳ね火による延焼を防止するため、有效な覆又は隔壁を設けること
- 第六十條** 乾燥室に附屬する電熱器、電燈等の電氣設備は、他の用途に使用するものと別箇の配線及びスイッチを使用しなければならない。

消火設備の設置

作業主任者の資格

作業主任者の職務

- 爆發性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチ及び安全電燈以外の電燈を使用してはならない。
- 第六十一條** 乾燥室には、有效な消火設備を設けなければならない。
- 前項の消火設備は乾燥室の構造、規模、乾燥物の種類及び加熱方法等に適應したものでなければならない。
- 第六十二條** 乾燥室を始めて使用するとき又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を變えたときは、技術上の責任者を定めて直接の指揮に當らせなければならない。
- 第六十三條** 乾燥室の作業主任者は、受け持ちの乾燥について、左の技能を有する者でなければならない。
- 一 乾燥室の構造及び附屬設備を理解していること
 - 二 乾燥物の安全な加熱方法を知っていること
 - 三 乾燥物の加熱程度及び時間に應ずる危険の程度を知っていること
 - 四 室内温度の調節に熟達していること
 - 五 發火の際速かに適當な延焼防止又は消火の措置がとれること
- 第六十四條** 乾燥室の作業主任者は、左の事項を行わなければならない。
- 一 乾燥室の内外及び附屬設備は、乾燥中適時これを點檢し、不備の箇所を發見したときは直ちに修繕すること

- 二 乾燥室の温度及び時間の経過に留意し、常に必要な措置を講ずること
- 三 熱源の種類に応じて、常時必要な監視をすること
- 四 乾燥物は、容易に脱落しないように支えること
- 五 危険な加熱の操作をしないこと
- 六 引火性の物を加熱する場合には、爆発性混合ガスを排除すること
- 七 乾燥室の清掃に留意し、粉じんのたい積を放置しないこと
- 八 乾燥室の壁外の温度に留意し、且つ可燃性の物を近接した位置に置かないこと
- 九 高温度で乾燥した可燃性の物は、自然発火の危険がない温度に冷やした上、格納すること
- 十 毎日一回以上乾燥室の電気設備を点検すること
- 十一 乾燥室の見易い場所に、その氏名職分を掲示すること

第十一章 内 圧 容 器

第六十五條 この命令で内圧容器とは、汽罐、特殊汽罐又は他の法令の適用を受けるものを除き、二キログラム毎平方センチメートル以上の氣體の壓力を蓋積する容器をいう。

第六十六條 内圧容器を設置、取換又は改造しようとするときは、第五十六條の規定

内圧容
器の定

内圧容

による届書に左の事項を具備した書類を添附しなければならない。

- 一 用途及び構造調書
- 二 構造及び据付方法を示す圖面
- 三 耐壓證明書の寫

第六十七條 内圧容器は、左の事項を具備しなければならない。但し、作業上やむを得ないときはこの限りでない。

- 一 有効な安全瓣又はこれに代る安全装置を備えること
- 二 壓力計を備えること
- 三 内部の検査及び掃除のできる必要な孔を設けること
- 四 復水又は油等を排出するための吹出装置を設けること

第六十八條 内圧容器は、毎年一回以上、点検及び内外の掃除を行わなければならない。

第六十九條 内圧容器の耐壓證明書は、その検査で、左の事項を具備したものにこれを發行する。

- 一 内圧容器が構造調書及び構造を示す圖面に一致すること
- 二 構造に規格適合すること
- 三 水壓試験及び容器検査に合格すること

器設置
等の届

内圧容
器の具
備事項

内圧容
器の点
検掃除
耐壓證
明書の
發行

構造規格等
に關する
事項
適用の
除外
可

第三百七十條 内圧容器の構造規格規格及び検査に關する事項は告示で別にこれを定める

第十二章 適用の除外

第三百七十一條 作業の性質その他やむを得ない事由によつて、この編に定める安全基準により難いときは、様式第二十號によつて、所轄労働基準監督署長に適用の除外を申請をすることができる。

所轄労働基準監督署長は、前項の事由を認定したときは、一定の期間を定めて適用の除外を許可することができる。

第三編 衛生基準

第一章 有害物

衛生上
有害な
作業場
の改善

第三百七十二條 ガス、蒸氣又は粉じんを發散し、有害放射線にさらされ、騒音を發し又は病原體等によつて汚染される等衛生上有害な作業場においては、その原因を除去するための、作業又は施設の改善に努めなければならない。

第三百七十三條 ガス、蒸氣又は粉じんを發散する屋内作業場においては場内空氣のその含有濃度が有害な程度にならないように、局所における吸引排出又は機械若しくは装置の密閉その他新鮮な空氣による換氣等適當な措置を講じなければならない。

第三百七十四條 排氣又は排液氣中に有害物又は病原體を含む場合には、洗じよう、洗でん、ろ過、收じん、消毒その他の方法によつて處理した後これを排出しなければならない。

1 稀釋法、中和法等。

第三百七十五條 屋外又は坑内において著しく粉じんを飛散する作業場においては注水その他粉じん防止の措置を講じなければならない。但し、作業の性質上やむを得ない場合にはこの限りでない。

第三百七十六條 強烈な騒音を發する屋内作業場においてはその傳はを防ぐために隔壁を設ける等の措置を講じなければならない。

第三百七十七條 坑内において炭酸ガスの停滯し又は停滯のおそれのある場所及び酸素が不足し又は不足のおそれある場所については、毎月一回以上その濃度を測定しその結果を記録しなければならない。

第三百七十八條 坑内作業場における炭酸ガス濃度は一・五パーセント以下、酸素濃度は十六パーセント以上としなければならない。但し、特に安全な方法によつて人命救助又は危害豫防に關する作業させる場合その作業場についてはこの限りでない。

排氣中
の有害
物の排
出

粉じん
の防止
の措置

騒音の
防止の
措置

坑内炭
酸ガス
の濃度
の測定

坑内炭
酸ガス
の濃度
の測定

立入禁止の場所

1 防毒マスク、救援用酸素吸入器等を使用する等の方法。

第七十九條 左の場所には、必要ある者以外の者の立ち入ることを禁止し、その旨を掲示しなければならない。

一 多量の高熱物體を取り扱う場所

二 有害放射にさらされる場所

三 炭酸ガス濃度一・五パーセントを超える場所又は酸素濃度十六パーセントに満たない場所

四 ガス、蒸氣又は粉じんを發散し衛生上有害な場所

五 有害物を取り扱う場所

六 病原體によつて汚染のおそれ著しい場所

前項の規定によつて禁止された場所には労働者はみだりに立ち入つてはならない。

有害物の集積

第八十條 有害物又は病原體にその旨を標示し必要ある場合の他一定の場所に集積して置かなければならない。

第二章 保護具その他

保護具の備付を要する

第八十一條 著しく暑熱又は寒冷の場所における業務、多量の高熱物體、低温物體又は有害物を取り扱う業務、有害放射線にさらされる業務、ガス、蒸氣又は粉じんを發

業務

散し、衛生上有害な場所における業務、病原體によつて汚染のおそれ著しい業務その他衛生上有害な業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適當な保護具を備えなければならない。

保護具を要する業務

第八十二條 皮膚に障害を與えるものを取り扱う業務、皮膚から吸收され又は侵入して中毒又は感染を起すおそれある業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために塗布濟、不侵透性の作業衣、手袋、履物等適當な保護具を備えなければならない。

第八十三條 強烈な騒音を發する場所における業務においてはその作業に従事する労働者に使用させるために耳せんその他の保護具を備えなければならない。

第八十四條 前三條に規定する保護具は、同時に就業する労働者の人數と同數以上を備え常時有効且つ清潔に保持しなければならない。

第八十五條 第八十一條乃至第八十三條に規定する作業に従事する労働者は就業中保護具を使用しなければならない。

第八十六條 保護具又は器具の使用によつて、労働者に疾病感染のおそれある場合には客人専用のものを備え又は疾病感染を豫防する措置を講じなければならない。

1 ガラス細工の吹管、呼吸用保護具、手袋等を共用する場合をいう。

第八十七條 織機のひが、ひ通しのために緒を吸い出す必要があるものについては緒引

織機の緒引出の具備付

保護具の使用の義務の備付

保護具を要する業務の數量

保護具を要する業務

出貝を備えなければならぬ。
労働者はひ通しのために緒を吸い出してはならぬ。
1 「はけ」「フック」等をいう。

第三章 高 氣 壓

高氣壓
の就
業下

第百八十八條 ゲージ壓力一キログラム平方センチメートル以上の高氣壓下において労働者を就業させる場合には左の各號によらなければならない。
一 醫師の診断所により就業に適すると認められた者でなければ就業させないこと
二 高壓室内においては一日について二回を超えて作業させないこと
三 加壓及び減壓を徐々に行ふこと
四 高壓室内における一回の作業時間（再加熱及び減壓の時間を除く）作業間の休息時間及び減壓時間は左表による。

ゲージ壓力 キログラム平方センチ メートル	一回の作業時間	休息時間	減 壓 時 間
一、三以下	四時間以内	三十分以上	壓力の二分の一までは毎分〇、三キログラムの割合で減壓し残
一、八以下	三時間以内	一時間以上	

りは左の割合に減壓すること

二、三以下	二時間以内	二時間以上	(単位 キログラム平方センチ メートル)	
二、六以上	一時間三分以内	三時間以上		一、〇五以下毎分〇、二 以下
三、〇以下	一時間以内	四時間以上		一、四 " " " 〇、二五 "
三、三以下	四十五分以内	五時間以上		二、一 " " " 〇、一 " "
三、三を超える場合	三十五分以内	六時間以上		二、一を超え " " 〇、〇八 "

- 五 高壓室の氣積は一人について〇、六立方メートル以上とする
 - 六 高壓室内には一人について毎時四十立方メートル以上の割合で新鮮な空氣を送給すること
 - 七 高壓室内において爆破を行つた場合には、室内の空氣が爆破前の状態に復するまでは入室させないやうにすること
 - 八 外部と連絡するために、電話等の設備を設けること
 - 九 高壓室内には壓縮酸素管その他酸素發生器を有する救助器を備えること
 - 十 高壓室内のとびらの閉閉は十分な經驗を有する者に行わせること
- 第百八十九條 前條に規定する高氣壓下における作業に使用する施設、器具等の重要な部分については、毎週一回以上精密な點檢を行わなければならない。

高氣壓
に使用
するに
關する
施設等
の點檢

一 酸素吸入装置、電話、ブザー、電鈴、命綱等の信號設備。壓縮空気設備のうち

第九十條 ゲージ壓力三キログラム平方センチメートルを超える高気圧下においては十分に經驗を有する醫師の指揮監督の下に作業を行わせなければならない。

第九十一條 道府縣労働基準局長は高気圧下における業務について、必要であると認める場合には使用者に對して、左の事項を命ずることができる。

- 一 再壓治療室を設け、その取扱について、充分な知識を有する係員を置くこと
- 二 高気圧下における作業による疾病治療のために、充分な經驗を有する醫師を置くこと

第九十二條 労働者は第八十八條第八號又は第九號に規定する設備をみたりに取り外し又はその效力を失わせてはならない。

第四章 氣積、換氣

第九十三條 屋内において、労働者を常時就業させる場合にはその氣積及び換氣は左の各號によらなければならない。

- 一 氣積は、床面から四メートル以上の高さにある空間を除き一人について十立方メートル以上とすること

- 二 換氣量は、一人について毎時三十立方メートル以上を標準とすること
- 三 直接外氣に向つて開放され得る窓を設け、その面積は床面積の十六分の一以上とする
- 四 氣温攝氏十度以下の場合には、換氣に際し労働者が毎秒一メートル以上の氣流にさらされないこと

第九十四條 坑内作業においては、衛生上必要な分量の空氣を坑内に送給するために通氣設備を設けなければならない。

第五章 採光、照明

第九十五條 労働者を常時就業させる場所の採光及び照明は左の各號によらなければならない。但し感光材料を取り扱う作業場及び坑内等特殊の場合においては、この限りでない。

- 一 窓面の有効採光面積は床面積の五分の一以上にすること
- 二 作業面の照度は左の基準によること
 - 精密な作業 一〇〇ルクス以上
 - 普通の作業 五〇ルクス以上

採光、照明の方法

第九十六條 採光と照明は、明暗の對象を著しくしないようにし、且つまぶしさを起させない方法で行わなければならない。

第六章 氣温、湿度

第九十七條 暑熱¹、寒冷²又は多濕³の屋内作業場においては、毎月二回以上氣温又は湿度を測定し、その結果を記録しなければならない。

1 攝氏二十八度以上

2 攝氏五度以下

3 相對湿度八十五パーセント以上

第九十八條 前條に規定する作業場であつて、衛生上有害のおそれのある場合には、暖房、通風等適當な温湿度調節の措置を講じなければならない。

第九十九條 作業場内に多量の熱を放散する熔融爐等のある場合には、加熱された空気を直接屋外に排出し又はその放射するふく射線から労働者を保護する措置を講じなければならない。

1 隔壁、保護眼鏡、マスク、防護服等を使用させる等の措置。

第二百條 加熱された爐、汽罐等の修理に際しては、適當に冷却した後でなければ、労働者をその内部に入らせてはならない。

第二百一條 作業の性質上給濕を行う場合には、衛生上有害とならぬ限度にこれを行い且つ噴霧には清淨な水を用いなければならない。

第二百二條 坑内において氣温が攝氏二十八度を超え又は超えるおそれのある場所については、毎月二回以上氣温を測定し、その結果を記録しなければならない。

第二百三條 坑内作業場における氣温は、攝氏三十七度以下としなければならない。この場合には第七十八條但書の規定を準用する。

第七章 休 養

第二百四條 事業場には、労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めなければならない。

第二百五條 坑内等特殊の事由ある場合を除き、著しく暑熱、寒冷又は多濕の作業場、有害のガス、蒸氣又は粉じんを發散する作業場その他衛生上有害な作業場においては作業場外に休憩の設備を設けなければならない。

1 有害放射線にさらされる作業場、著しい振動を與える作業場、強烈な騒音を發する作業場、著しい悪臭を發する作業場をいう。

第二百六條 持續的立業に従事する労働者であつて、就業中しばしば坐し得る機會の

特定作業場の氣温、湿度の測定
温湿度調節の措置
熔融爐等に与るべき措置

給濕の注意
坑内氣温測定
坑内氣温の限度

休憩設備の設置
作業場に於ける休憩設備の設置
椅子の備付

睡眠場所の設置

三三四

ある場合には当該労働者が利用し得るいすを備えなければならない。

第二百七條 夜間労働者に睡眠を與える必要のある場合又は労働者が就業の途中に假眠し得る機會のある場合には、当該事業場に、適當な睡眠又は假眠の場所を、男女用に區別して、設けなければならない。

前項の場所には、寢具、かやその他必要な用品を備え、且つ疾病感染を豫防する措置を講じなければならない。

第二百八條 多量の發汗を伴う作業場においては、労働者に與えるために、鹽及び飲料水を備えなければならない。

第二百九條 常時五十人以上又は女子三十人以上の労働者を使用する事業場においては労働者の、が床し得る休養室又は休養所を男女用に區別して、設けなければならない。

第八章 清潔

掃除用具の備付

第二百十條 事業場にはその清潔を保つために必要な掃除用具を備えなければならない。事業場においては、毎年二回有效大掃除を行わなければならない。

第二百十一條 労働者は事業場の清潔に注意し、廢棄物を定められた場所以外に捨てないように努めなければならない。

労働者の保持義務

第二百十二條 事業場には適當な場所にたんづぼを備えなければならない。

汚染場所の洗浄

第二百十三條 有害物、腐敗し易いもの又は悪臭のあるものによつて汚染のおそれある場所の床及び周壁はしばしば洗じようしなければならない。

汚潤場所の壁面の構造

第二百十四條 前條に規定する場所及び水その他の液體を多量に使用するために濕潤のおそれある作業場の周壁及び床面は、なるべく不侵透性の材料を以て塗裝し、床は排水に便利な構造とする。

- 1 ベイント、ニス、ラッカー、セメント、タイル等。
- 2 厚板、コンクリート、タイル等で覆い、適當な傾斜をつけるようなこと。

汚物の處置

第二百十五條 汚物は一定の場所において露出しないように處置しなければならない。病原體によつて汚染のおそれある床、周壁、容器等はしばしば消毒しなければならない。

洗面所の設置

第二百十六條 身體又は被服を汚染するおそれのある作業場においては、適當な洗面所がいの設備、更衣所又は洗じよりの設備を設けなければならない。

著しく身體を汚染する作業場¹について都道府縣労働基準局長が必要であると認める場合は使用者に對して入浴の施設の設置を命ずることができ²る。
前二項の設備にはそれぞれ必要な用具を備えなければならない³。

- 1 炭鏝等。
- 2 附近に利用しうる入浴の施設がない場合等。

三三五

被服を乾かす設備の設置
飲用水等に對する措置

3 はけ、洗面器、桶等。
第二百十七條 被服が著しく濕潤する作業場においては、被服を乾かす設備を設けなければならぬ。

第二百十八條 飲用又は食品材料等の洗じように用いる水は、公共團體の水道より供給される清浄なものでなければならぬ。

私設の水源を用いる場合には、前項の水は公共團體等の水質検査を受け、これに合格したものでなければならぬ。

前項の水は有害物、汚水等によつて汚染されないようになつて汚染防止の措置を講じなければならぬ。

第二百十九條 事業場には、左の各號によつて便所を設けなければならない。
但し坑内等特殊の事由ある場合、適當數の便所又は便器を備えた場合はこの限りでない。

一 男女別に區別し、なるべく建物に間仕切りを設けその出入通路は別にすること

二 便所の數は、同時に就業する労働者が百人以下の場合には、二十人について一個百人を超える場合には三十人について一個の割合とし、男子用小便所は、男子用便所數の三分の二とすること

三 床及び腰板はなるべく不侵透性の材料を以て塗装すること

便所の設置

食事場の設置

食堂の基準

四 便池は汚物が土中に侵透しない構造とすること
五 流水式の手洗い装置を設け、清浄な水を十分に供給すること
前項の便所又は便器は、これを清潔に保ち、汚物は適當に處置しなければならない。

第九章 食堂、炊事場

第二百二十條 第二百五條に規定する作業場においては、作業場外に適當な食事の場所を設けなければならない。但し、労働者が事業場内において食事をしない場合には、この限りでない。

労働者は、前項の食事の場所以外で食事をしてはならない。

第二百二十一條 事業場に附屬する食堂又は炊事場は左の各號によらなければならない
一 食堂と炊事場とは區別して設け、採光と換氣が充分であつて掃除に便利な構造とする

二 食堂の床面積は、食事の際の一人につき一平方メートル以上とすること

三 食堂には、食卓及び座食の場合の外労働者が食事するためのいすを設けること

四 便所及び廢物溜から適當の距離のある場所に設けること

五 食器、食品材料等消毒の設備を設けること

六 食器、食品材料及び調味料の保存の爲に適當に設備を設けること

栄養士の設置

- 七 はえその他こん虫、鼠、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること
- 八 飲用及び洗じょうのため、清浄な水を十分に備えること
- 九 炊事場の床は土のままとせず、洗じょう及び排水に便利な構造とすること
- 十 汚水及び廢物は炊事場外において露出しないように處置し、衛生上有害とならな
いようにすること
- 十一 炊事従業員専用の便所を設けること
- 十二 炊事従業員には、炊事に不適當な傳染性の疾病にかゝつてゐる者を従事させな
しと
- 十三 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること
- 十四 炊事場には、炊事従業員以外の者のみだりに出入させないこと
- 十五 炊事場には、炊事場専用の廢物を備え、土足のまま立ち入らせないこと
- 第二百二十二條 事業場において、労働者に對して、一回に三百食以上又は一日五百食
以上の給食を行う場合には、栄養士を置くようにしなければならない。
- 栄養士は、食品材料の調査、選擇、獻立の作成、栄養の算定、廢棄量の調査、労働者
の嗜好調査等を衛生管理者及び炊事従業員と協力して行わなければならない。

第十章 救急用具

救急用の
具の備付

救急用の
品目

- 第二百二十三條 事業場には負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え、その設置
場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。
- 救急用具及び材料は、これを常時清潔に保たなければならない。
- 第二百二十四條 救急用具及び材料は少くとも、左の品目を備えなければならない。
- 一 ほう帯材料、ピンセット及びヨードチンキ等の消毒薬
- 二 高熱物體を取り扱う作業場その他火傷のおそれある作業場には、油類その他の火
傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場には、止血帶、副木、興奮劑等

第十一章 適用の除外

第二百二十五條 やむを得ない事由によつて、この編に定める基準により難い場合には
様式第二十號によつて、所轄労働基準監督署長に適用の除外を申請することができる
所轄労働基準監督署長は、前項の事由を認定した場合には一定の期間及び基準を定め
て、適用の除外を許可することができる。

第四編 特別安全基準

適用の
除外の
許可

第一章 汽罐及び特殊汽罐

第一節 總 則

第二百二十六條 この命令で汽罐とは、第一號及び第二號に該當するものをい、特殊汽罐とは、第三號乃至第五號に該當するものをいう。

- 一 密閉した容器で、専ら大氣壓より高い壓力の蒸氣を發生する蒸氣罐
- 二 密閉した容器で、その罐水の溫度を上昇させては容器外に給湯する温水罐
- 三 密閉した容器で、蒸氣を發生し、又蒸氣を受け入れて品物を熱する蒸罐
- 四 密閉した容器で、大氣壓より高い壓力の蒸氣を發生する蒸發器
- 五 密閉した容器で、蒸氣を蓄積する蓄熱器

第二百二十七條 この命令は、左の各號の一に該當する汽罐又又は特殊汽罐には、これを適用しない。

- 一 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下の蒸氣罐で、罐胴の内徑三百ミリメートル以下長さ六百ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積一平方メートル以下のもの
- 二 傳熱面積三・五平方メートル以下の蒸氣管で、大氣に開放した蒸氣管（内徑二十五ミリメートル以上）又は水頭壓五平方メートル以下の立管（内徑二十五ミリメートル以下）

適用除外の特殊汽罐

特殊汽罐の定義

制限壓力、傳熱面積、火格子面積の定義

トル以上）を有するもの

- 三 水頭壓十メートル以下の温水罐で火格子面積〇・五平方メートル以下、傳熱面積八平方メートル以下のもの
 - 四 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下の蒸氣又は蒸發器で罐胴の内徑五百ミリメートル以下、長さ千ミリメートル以下のもの、又は内容積〇・二立方メートル以下のもの
 - 五 炊事用高壓釜
 - 六 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの
- 第二百二十八條 この命令で制限壓力とは、汽罐又は特殊汽罐の構造上可能な、最高使用ゲージ壓力をいう。
- この命令で傳熱面積とは、片面が燃焼ガスに觸れ他の面が水に觸れる部分の面を燃焼ガスの側で測つた面積をいう。但し、左の各號 場合にはそれぞれの當該面積をいう
- 一 水管式汽罐の場合には、胴の面を除いた面積
 - 二 水管がベール、ブロック等の被覆物を有する場合には、被覆物を有する場合は被覆物の燃焼ガスに觸れる面積
 - 三 ヒレ付水管の部分は、管及びヒレの燃焼ガスに觸れる面をヒレを含む面に投影した面積

四 被覆水管の一部、若しくは全周が爐壁にうめ込まれた場合は、水管自身の面積
五 電気汽罐については、左式によつて計算した面積を傳熱面積とみなす

$$H=0.05KW$$

Hは相當傳熱面積（平方メートル）

Kは電力最大設備容量（キロワット時）

この命令で火格子面積とは、汽罐の燃料燃焼を目的とする火格子の有効面積をいう。

第二百二十九條 汽罐、特殊汽罐又は左の附屬装置で、その壓力を受ける部分を熔接する場合は、この命令に定める熔接に關する規定によらなければならない。但し、熔接の部分が引張應力又は曲げ應力を生じない場合は、この限りでない。

- 一 給水加熱器又は節炭器
- 二 過熱器
- 三 蒸氣だめ

四 主蒸氣管、給水管（給水内管を含まず）及び吹出管

五 蒸氣分離器

六 還元器

第二百三十條 汽罐又は特殊汽罐について、罐體検査を受けようとする者は、様式第二十一號による申請書に様式第二十二號甲、乙、丙による汽罐又は特殊汽罐明細書を添

熔接にあたり命令に従ふべき附屬装置

特殊汽罐の罐體検査

體検査

罐體検査者の受備

熔接検査

え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

都道府縣労働基準局長は、罐體検査に合格した汽罐又は特殊汽罐に様式第二十三號による刻印を押し、且つ、汽罐又は特殊汽罐明細書に様式第二十四號による罐體検査済の印を押し、これを交付する。

前項の汽罐又は特殊汽罐明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を検査を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第二百三十一條 水管式汽罐、鑄鐵製汽罐等の組立式の汽罐にあつては第二百三十七條による設置の認可を受けた後、罐體検査を受けることができる。

第二百三十二條 罐體検査は、汽罐又は特殊汽罐明細書に記載してある事項について、これを行う。

第二百三十三條 汽罐又は特殊汽罐の罐體検査を受けようとする者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 罐體を検査しやすい位置に置くこと
- 二 主要部分の塗料其他附着物を取り除くこと
- 三 水壓試験の準備をすること
- 四 附屬品を取り揃えておくこと

第二百三十四條 汽罐又は特殊汽罐の熔接については、熔接検査を受けなければならない

い。
熔接検査 受けようとする者は、様式第二十五號による申請書に様式第二十六號による汽罐、特殊汽罐又は附屬設置明細書を添え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

都道府縣労働基準局長は、熔接検査に合格した汽罐、特殊汽罐又は附屬設置に、様式第二十三號による刻印を押し、熔接明細書に、様式第二十四號による熔接検査済の印を押し、これを交付する。

前項の熔接明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を、検査を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第二百三十五條 熔接検査は、熔接明細書に記載してある事項について、これを行う。熔接工作責任者は、熔接検査に立ち會わなければならない。

第二百三十六條 熔接による汽罐、特殊汽罐又は附屬装置は、熔接検査に合格したものでなければ罐體検査を受けることができない。

第二百三十七條 汽罐又は特殊汽罐を設置しようとする者は、様式第二十七號による認可申請書に汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄（移動式汽罐にありては、その主たる作業事務所所在地）労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二百三十八條 罐體検査を受けた後一年以上経過した汽罐又は特殊汽罐を設置しよう

汽罐、特殊汽罐の設置申請性能検査

査

汽罐取扱主任者の選任

汽罐取扱主任者の資格

とするときは、所轄労働基準監督署長の性能検査を受けなければならない。前項の性能検査を受けようとする者は、有効期間の満了する前に様式第二十八號による申請書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二百三十九條 汽罐には、汽罐取扱主任者を選任しなければならない。

前項の汽罐取扱主任者を選任したときは、様式第二十九號により所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は、汽罐取扱主任者がその職務を行うことが不適當であると認めるときは、その解任を命ずることができる。

第二百四十條 汽罐取扱主任者は、左の各號の一に該当する者でなければならない。但し、第三百十條の但書の汽罐については、この限りでない。

一 取扱汽罐の傳熱面積合計が五百平方メートル以上又は制限壓力二十キログラム毎平方センチメートル以上のものでは、特級汽罐士

二 取扱汽罐の傳熱面積合計が五百平方メートル未満二十五平方メートル以上又は制限壓力二十キログラム毎平方センチメートル未満、七キログラム毎平方センチメートル以上のものでは、特級汽罐士又は一級汽罐士

三 前二號以外のものでは、特級汽罐士、一級汽罐士又は二級汽罐士

第二百四十一條 汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したときは、様式第三十號による

落成検査

三四六

申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した汽罐又は特殊汽罐について様式第三十一號による汽罐検査證を交付する。

労働基準監督署長は、移動式汽罐その他の汽罐又は特殊汽罐で、落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して汽罐検査證を交付することができる。

汽罐又は特殊汽罐は汽罐検査證の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

汽罐検査證を失い又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することが出来る。

汽罐検査書の換え

第二百四十二條 汽罐又は特殊汽罐の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは承継者は十日以内に所轄労働基準監督署長に申請し、汽罐検査證の書換えを受けなければならない。

第二百四十三條 汽罐又は特殊汽罐の据付工事を業とする者は、豫め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けなければならない。

汽罐の据付工事の認可と業者の認可

前項の汽罐又は特殊汽罐据付工事者は、様式第三十二號による認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

都道府県労働基準局長は、据付工事の作業主任者に關する技能を審査し、差し支えが

ないと認めるときは、様式第三十二號による認可書を交付する。

都道府県労働基準局長は、前項の作業主任者に汽罐又は特殊汽罐の据付工事を行わせることが不適當であると認めるときは、その認可を取り消すことができる。

第二百四十四條 左の各號の一に該當する部分を變更（修繕を含む）しようとするときは、様式第三十三號による認可申請書に汽罐検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 汽罐又は特殊汽罐の罐胴、爐筒、火室、鏡板、天井板、管板又は控
- 二 燃焼装置
- 三 汽罐又は特殊汽罐の据付基礎
- 四 制限壓力又は水頭壓

第二百四十五條 前項の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければこれを使用してはならない。

但し、労働基準監督署長が變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百四十六條 汽罐又は特殊汽罐の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

汽罐又は特殊汽罐の使用休止中性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければこれを使用してはならない。

使用休止の報告

變更検査

汽罐の一部の變更の認可申請

検査に
際して
の命令

前項の性能検査を受けようとするときは、様式第三十五號により所轄労働基準監督署長に申請しなければならない。
汽罐又は特殊汽罐の使用を廢止しようとするときは、汽罐検査證を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第二百四十七條 労働基準監督官は、汽罐又は特殊汽罐の検査に必要なと認める場合には、左の事項を検査申請者に命ずることが出来る。

- 一 汽罐又は特殊汽罐の被覆の全部又は一部を取り除くこと
 - 二 汽罐又は特殊汽罐を移動すること
 - 三 管又はびょうを拔出し若しくは孔をあけ試験をすること
 - 四 水壓試験をすること
 - 五 鑄鐵製汽罐の解体をすること
 - 六 使用材料の試験成績書を提出すること
 - 七 準備検査の結果報告を提出すること
 - 八 その他必要と認める事項
- 検査申請者又は汽罐取扱主任者は、前項の検査に立ち會わなければならない。

第二節 汽罐又は特殊汽罐の條件

第一款 總 則

汽罐の
構造上の
要件

第二百四十八條 汽罐又は特殊汽罐は、告示で別に定める構造上の要件を具備したものでなければならぬ。但し特殊な用途に使用する等の汽罐又は特殊汽罐で、都道府縣労働基準局長が差し支えないと認めたものはこの限りでない。

鑄鐵製
汽罐の
構造

第二百四十九條 鑄鐵製汽罐は、制限壓力〇・七キログラム毎平方センチメートル以下で使用される組合せ式でなければならない。
鑄鐵製温水罐は、制限壓力三キログラム毎平方センチメートル（水頭壓三〇メートル）以下で使用されるものでなければならない。

第二款 鋼板製蒸汽罐及び鋼板製温水罐の
附屬設備

蒸汽罐
に備へ
べき措
置

第二百五十條 蒸汽罐には、二箇以上の安全瓣を備え、内部の壓力が制限壓力以上十パーセントを超えない措置を講じなければならない。但し、傳熱面積五十平方メートル以上の蒸汽罐又は温水罐では、一箇とすることが出来る。
第二百五十一條 安全瓣は、その徑三十八ミリメートル未満のものを、バム式としてはならない。但し、ポップ式安全瓣その他機能の確實なものは、この限りでない。

安全瓣
の形式

安全弁の取り付け

安全弁の瓣の加わる全圧力が六百キログラムを超える場合には、これをテコ式としてはならない。

第二百五十二條 安全弁は、容易に検査できる箇所に、瓣軸を垂直にして罐體に直接取り付けなければならない。

第二百五十三條 安全弁は、制限圧力を超えることその四パーセント、又は〇・五キログラム毎平方センチメートル以内で作用し始めなければならない。

壓力の上昇に伴つて、階段的に作用するように調整した數個の安全弁を備えた場合には、前項の規定は、最初に作用する安全弁に限り、これを適用する。

安全弁の合計面積

第二百五十四條 安全弁の徑の合計面積は、左に掲げるそれぞれの式の値以上でなければならない。但し、電気汽罐で、壓力が制限圧力を超えたとき、自動的に電流を断する装置を備えたものは、その五十パーセントとすることができる。

一 制限壓力が一キログラム毎平方センチメートルを超える場合

$$F = \frac{22E}{P+1}$$

Fは、安全弁の合計面積（平方ミリメートル）

Pは、制限壓力（キログラム毎平方センチメートル）

Eは、蒸氣罐の最大蒸發量（キログラム毎時）

$$E = a \cdot H$$

aは、傳熱面積一平方メートル當りの最大蒸發量（キログラム毎時）最小を三十とする

Hは、傳熱面積（平方メートル）

二 制限壓力一キログラム平方センチメートル以下で、火格子面積〇・三七平方メートルを超える場合

$$D = 27.3G + 15$$

Dは、安全弁の徑（ミリメートル）

Gは、火格子面積（平方メートル）で、ガス又は液體燃料を使用する場合にはその代りに石炭を使用する場合の火格子面積とし、二重火格子下向通風罐の場合には、上部の火格子面積に、下部の火格子面積の八分の一を加えたものとする

三 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下で、火格子面積〇・三七平方メートル以下の場合

$$D = 68G$$

第二百五十五條 機能の明らかな安全弁であつて、蒸氣罐が最大蒸發を繼續する場合に制限壓力の十パーセント以上に上昇させない機能を有するものでは、前條の規定は、

安全弁の径

これを適用しない。

第二百五十六條 安全弁の径は第二百五十四條の規定にかかわらず、二十五ミリメートル以上のものでなければならぬ。但し、制限圧力五キログラム毎平方センチメートル以下の蒸気罐で、罐胴の内径五百ミリメートル以下、罐胴の長さ千ミリメートル以下のもの又は傳熱面積二平方メートル以下のものでは、十九ミリメートル以上とすることが出来る。

第二百五十七條 二箇以上の安全弁を、共通の舞臺に設けるときは、舞臺の有効斷面積を、安全弁の合計面積以上としなければならない。

第二百五十八條 温水罐には、逸水管又は水逃し弁を備えなければならない。

前項の逸水管は、凍結しないために保温その他の措置を講じなければならない。

第二百五十九條 逸水管の大きさは、左の基準とし、且つ管に弁又はコックを取り付けてはならない。

傳熱面積	逸水管内径
十平方メートル未満	二十五ミリメートル以上
十平方メートル以上十五平方メートル未満	三十ミリメートル以上
十五平方メートル以上二十平方メートル未満	四十ミリメートル以上
二十平方メートル以上	五十ミリメートル以上

水逃し弁の径

第二百六十條 水逃し弁は、制限圧力を超える場合に、直ちに作用するものでなければならない。

水逃し弁の径は、十二ミリメートル以上五十ミリメートル以下とし、左の算式による。

一 火格子面積が一・二平方メートル以下の場合
 $D = 17G + 10.2$

Dは、水逃し弁の径（ミリメートル）

Gは、第二百五十四條第二號による

二 火格子面積が一・二平方メートルを超える場合
 $D = 6G + 23$

第二百六十一條 蒸気罐には、制限圧力の一・五倍乃至三倍の目盛を有する壓力計を取り付け、且つ、制限壓力の目盛には、適當な標示をしなければならない。

壓力計の目盛盤の径は、百ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百六十二條 壓力計は、その内部が凍結し、又は攝氏八十度以上に上昇しない措置を講じなければならない。

第二百六十三條 壓力計のコックは、連絡管の垂直な部分に取り付け、且つそのハンドルは、管軸と同一方向に置いた場合に開くものでなければならない。

壓力計の取り付け

第二百六十四條 温水罐には、罐體又は温水の出口附近に、制限壓力の一・五倍以内の目盛を有する水高計又は第二百六十一條に規定する壓力計を備えなければならない。温水罐には、水高計と同時に見ることでできる位置に、罐水の溫度を表示する溫度計を備えなければならない。

第二百六十五條 蒸汽罐には、二箇以上のガラス水面計を備えなければならない。但し罐胴の周徑七百五十ミリメートル未満のものには、その一箇は、ガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。

第二百六十六條 ガラス水面計は、ガラス管の内徑が十ミリメートル以上、又はこれに相當する斷面積を有するもので、且つ隨時その機能を點檢することのできる構造でなければならぬ。

ガラス水面計は、そのガラス管の最下部が、安全低水面を指示する位置に取り付けなければならない。

ガラス水面計は、常時基準とする水面の位置を標示しなければならない。

安全低水面とは、蒸汽罐の使用維持しなければならない最低の水面をいう。

第二百六十七條 試しコックは、その最下位のものを、安全低水面の位置に、取り付けなければならない。

蒸汽罐

ガラス水面計の構造

吹出管の備え付け

吹出管の徑

吹出管の構造

蒸汽罐の給水の備え付け

舞又は吹出コックを備えなければならない。

制限壓力十キログラム毎平方センチメートル以上の据付蒸汽罐には、直列に二箇以上の吹出舞を備え、又は吹出舞と吹出コックとを併用しなければならない。

吹出舞又は吹出コックは、見易く、且つ取扱の容易な位置に、取り付けなければならない。

第二百六十九條 前條の吹出管の徑は、二十五ミリメートル以上七十ミリメートル以下でなければならない。但し、罐胴の内徑五百ミリメートル以下、長さ千ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積十平方メートル以下のものでは、二十ミリメートル以上とすることができる。

第二百七十條 吹出舞は、直流形の構造とし、蒸汽罐の制限壓力に、その二十五パーセントを加えた壓力に、耐えるものでなければならない。

第二百七十一條 吹出管は、蒸汽罐毎にこれを設け、且つその吹出管の開口部は、熱湯による危険を防止するため、適當な措置を講じなければならない。

第二百七十二條 蒸汽罐には、隨時單獨に、最大蒸發量以上を給水することのできる二箇以上の給水装置を備えなければならない。但し、第一の給水装置が、二箇以上の給水ポンプを結合したものには、第二の給水装置の給水能力は、蒸汽罐の最大蒸發量の二十五パーセント以上で、且つ第一の給水装置中の最大の給水ポンプと同等のものに

することが出来る。火格子面積〇・六平方メートル又は傳熱面積十二平方メートル以下の蒸汽罐には、前項の規定にかかわらず、給水装置を一箇とすることが出来る。制限壓力が、二・五キログラム毎平方センチメートル以上の蒸汽罐には、第一項の第一の給水装置及び前項の給水装置は、動力によつて運轉する給水ポンプ又はインゼクタでなければならぬ。

第二百七十三條 蒸汽罐の制限壓力より二十パーセント以上高い水壓力、又は蒸汽罐の制限壓力より一キログラム毎平方センチメートル以上高い壓力で給水することのできる水源は、前條の規定にかかわらず、これを給水装置とすることが出来る。

第二百七十四條 近接した二以上の蒸汽罐を、結合して使用する場合には、給水装置に關する規定の適用については、これらの蒸汽罐を一蒸汽罐とみなす。

第二百七十五條 給水装置の給水管には、蒸汽罐に近接した位置に、給水瓣及び逆上瓣を備えなければならぬ。但し、制限壓力が一キログラム毎平方センチメートル未満のものには、逆上瓣を省略することが出来る。

第二百七十六條 給水瓣の徑は、傳熱面積が十平方メートル以下のものには、十五ミリメートル以上、十平方メートルを超えるものには、二十ミリメートル以上としなければならぬ。

第二百七十七條 燃焼ガスに觸れる給水管、吹出管又は水面測定装置の通水管は、耐

熱材料で防護しなければならない。

第二百七十八條 煙道には、風戸を設け、且つその操作装置は、取扱の容易な位置に設けなければならない。

第二百七十九條 微粉炭燃焼装置には、爆發燃焼による危害を防止するため、適當な箇所に、爆發戸を設けなければならない。

第二百八十條 蒸汽罐の据付に用いる支えは、蒸汽罐の膨脹を妨げないように、取り付けなければならない。

第三款 鑄鐵製蒸汽罐及び鑄鐵製温水罐の附屬設備

第二百八十一條 管又はコイル内の蒸汽を熱源とする温水そうは、その蒸汽壓を温水その制限壓力以下とし、且つ徑二十五ミリメートル以上の水逃し瓣を備えなければならない。

第二百八十二條 蒸汽罐若しくは温水罐に直結する蒸汽罐又は温水管は、これが伸縮によつて罐體を破損しないために、適當に支持しなければならない。

第二百八十三條 水道、その他壓力を有する管から給水するときには、給水管を水返り管の部分に取り付けなければならない。

第二百八十四條 水返り装置は、凍結しないために保温、その他の措置を講じなければならない。

蒸汽罐の支えの取り付け

第二百八十五條 温水罐と温水そうとの間は、弁又はコックを設けない管で連結しなければならぬ。

第二百八十六條 蒸汽罐には、一箇以上の安全弁を備えなければならない。但し制限壓力より〇・三キログラム毎平方センチメートル以上壓力を上昇させない安全装置があるときは、この限りでない。

第二百八十七條 安全弁は、第二百五十四條によりこれを算定し、その徑は十九ミリメートル以上、百十五ミリメートル以下としなければならない。

第二百八十八條 蒸汽罐には、二箇以上のガラス水面計を備えなければならない。但しその一箇は、ガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。

第二百八十九條 吹出管の徑は、二十三ミリメートル以上としなければならない。

第二百九十條 第二百五十一條乃至第二百五十三條、第二百五十五條乃至第二百五十七條乃至第二百六十八條第一項、第三項並に第二百七十條乃至第二百七十八條の規定は本款の規定は本款の附屬設備にこれを準用する。

第四款 特殊汽罐の附屬設備

第二百九十一條 特殊汽罐には、一箇以上の安全弁又は適當な装置を備えて、内部の壓力が制限壓力以上十パーセントを超えない措置を講じなければならない。

安全弁の徑

吹出管の徑

安全弁の備え付け場所の安全面積

第二百九十二條 安全弁は、罐體と壓力源との間に設けなければならない。但し直入蒸

罐の安全弁は、罐體に直接取り付けなければならない。

前項の場合には、罐體と安全弁を取付ける部分との間に、止め弁を設けてはならない。

第二百九十三條 安全弁は、蒸氣導入管總面積の一・二五倍以上の面積を有するものでなければならない。

オレトクレープに取付ける安全弁の有効面積は左の算式による。

$$W = 230P \frac{M}{T}$$

W は一時間に吹出す量 (キログラム)

(取入れ又は發生する最大量)

a は有効面積 (平方センチメートル)

高揚揚の場合 $0.785d^2$

d は喉部の徑 (センチメートル)

低揚揚の場合 $2.22 dI$

d は弁座の徑 (センチメートル)

I は弁の揚程 (センチメートル)

P は容器内の氣體の絕對壓力 (キログラム毎平方センチメートル)

T は容器内の氣體の絕對溫度

特殊汽
罐の
壓力計
の備え
つけ

Mは吹出す氣體の分子量
第二百九十四條 特殊汽罐の壓力計は、第二百六十一條第一項の規定によるの外、その目盛盤の徑は、七十五ミリメートル以上のものでなければならぬ。
オートクレーフその他の特殊汽罐で、内部の壓力が急激に上昇するおそれのあるものでは、壓力計の外に溫度計を備えなければならない。

第二百九十五條 特殊汽罐の吹出管の徑は、二十ミリメートル以上としなければならない。

第二百九十六條 横置型蒸罐では、罐胴の長手接手は、罐胴の最低部から左右二十度以内の範圍に配置してはならない。

第二百九十七條 第二百五十一條乃至第二百五十三條、第二百五十五條乃至第二百五十七條、第二百六十二條、第二百六十三條、第二百六十六條、第二百六十八條及び第二百七十條乃至第二百七十九條の規定は、本款の附屬設備に、これを準用する。

第三節 汽罐室

汽罐の
設置場
所

第二百九十八條 汽罐は、専用の建物又は適當に區畫した場所に、設置しなければならない。但し作業上やむを得ない場合、又は移動式汽罐については、この限りでない。
第二百九十九條 二以上の汽罐を設置する汽罐室にあつては、蒸氣及び給水の配管圖を

汽罐の
据付位
置

揭示しなければならない。
第三百條 汽罐室には、二以上の出入口を設けなければならない。但し、避難に支障がないときは、この限りでない。

第三百一條 汽罐の据付位置は、左の各號によらなければならない。

一 汽罐の外側と天井又は屋根裏との間に、一・二メートル以上の距離を保有させること

但し、安全瓣その他の装置の検査及び取扱に支障がないときはこの限りでない。

二 罐體を露出した汽罐又は立形汽罐にあつては、前號の外、その外側と壁との間に四百五十ミリメートル以上の距離を保有させること但し、罐胴の内徑五百ミリメートル以下で、長さ千ミリメートル以下のものにあつては、三百ミリメートルまで短縮することができる。

第三百二條 露出した汽罐の外側、又は金屬製煙突若しくは煙突出口から百二十ミリメートル以内にある可燃性の材料は、金屬以外の不燃性の材料で適當に被覆しなければならない。

汽罐室又は汽罐設置場所に、燃料を貯藏する場合には、汽罐の外側から千二百ミリメートル以上の距離を保たさせねばならない。但し、防火のため適當な障壁を設ける場合は、この限りでない。

第四節 管 理

使用者が管理上とるべき措置

第三百三條 使用者は、左の各號の事項を行わなければならない。

一 汽罐検査證並びに汽罐取扱主任者の資格及び氏名を汽罐室、その他汽罐設置場所内の見易い箇所に掲示すること、但し、移動式汽罐では、汽罐取扱主任者に、これを携帯させること

二 汽罐室、その他汽罐の設置場所には、係員の外濫りに立入ることを禁止し、その旨見易い箇所に掲示すること

三、汽罐取扱主任者から、汽罐の構造又は設備の缺陷について、報告をうけたときは直ちに危害防止について必要な措置をすること

第三百四條 汽罐取扱主任者は、左の事項を行わなければならない。

一 水面測定装置は、一日に一回以上その機能を検査すること

二 罐水の汚濁に注意し、適宜排水を行うこと

三 給水装置の機能を保持するため、常に注意すること

四 安全弁の機能を保持するため常に注意すること

五 汽罐検査證に記載してある制限壓力を超えて、蒸汽壓を上昇させないこと

六 汽罐室は、常に整理整頓すること

七 危害豫防に注意し、異状を認めたときは、直ちに適當な措置をすること

汽罐取扱主任者の職務

損傷の修繕

第三百五條 汽罐室には、水面計のガラス管、パッキングその他必要な豫備品及び應急修繕用工具類を備えなければならない。

第三百六條 れんがの龜裂、罐體とれんがの間隙、水管式汽罐のそらせ壁及びその他炎に對して防護すべき部分の損傷は、直ちにこれを修繕しなければならない。

第三百七條 點火するには、豫め風戸の調子を點檢し、且つこれを開放のまま行わなければならない。

第三百八條 一人で同時に二罐以上の吹出を行つてはならない。

吹出作業に従事する労働者は、その間他の作業に従事してはならない。

第三百九條 掃除等のため、罐内に潜入する場合には、換氣の措置を講じ、且つ蒸氣壓を有する汽罐との管連絡を確實にしや斷ししなければならない。

第五節 汽 罐 士

第三百十條 第四十四條第一項第一號の業務に就く者は、汽罐士免許を受けた者（汽罐士）でなければならない。但し、左に掲げる汽罐又は特殊汽罐については、この限りでない。

一 制限壓力四キログラム毎平方センチメートル以下の汽罐で、罐胴の内徑七百五十ミリメートル以下であつて、長さ千三百ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積三平方メートル以下のもの

汽罐のふん火の取扱に業務の資格

點火の要領

吹出の要領

掃除等に際しとるべき措置

汽罐士の免許證の交付
汽罐士の免許證の交付
汽罐士の免許證の交付

特級汽罐士の試験資格
特級汽罐士の試験資格
特級汽罐士の試験資格

二 水頭壓二十メートル以下の温水罐で、火格子面積一平方メートル以下のもの又は傳熱面積十四平方メートル以下のもの

第三百十一條 都道府縣労働基準局長は、汽罐士試験に合格した者に、様式第三十六圖による特級汽罐士免許證、一級汽罐士免許證又は二級汽罐士免許證を交付する。

第三百十二條 左の各號の一に該當する者は、汽罐士試験を受けることができない。

一 身體又は精神に缺陷があつて、汽罐の取扱に不適當であると認められる者

二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し六箇月を経過しない者

三 汽罐士免許の取消を受けた後一年を経過しない者

第三百十三條 特級汽罐士又は一級汽罐士試験は、前條の規定によるの外、左の各圖に該當する者でなければ、受験することはできない。

一 特級汽罐士

(イ) 一級汽罐士の免許を受けた後、五年以上汽罐取扱の経験がある者又は三年以上汽罐取扱主任者の経験がある者

(ロ) 舊専門學校令による學校、又はこれと同等以上の學校で汽罐に関する學科目を修め、これを卒業した者で一年以上汽罐取扱の経験がある者

(ハ) 前號と同等以上の學識経験があると認めたる者

二 一級汽罐士

(イ) 二級汽罐士の免許を受けた後、三年以上汽罐取扱の経験がある者又は二年以上汽罐取扱主任者の経験がある者

(ロ) 舊中等學校令による學校又はこれと同等以上の學校で汽罐に関する學科目を修め、これを卒業した者で、一年以上汽罐取扱の経験がある者

(ハ) 前號と同等以上の學識経験があると認めたる者

第三百十四條 汽罐士試験は、左の各號の科目についてこれを行う。但し、都道府縣労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めたる者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一 特級汽罐士

(イ) 汽罐構造（汽罐構造、屬附設備、汽罐材料、汽罐据付法、汽罐設計、工作大意、熔接大意、熱及び蒸氣、蒸氣機關大意）

(ロ) 汽罐取扱方法（汽罐取扱、汽罐保全、罐水處理）

(ハ) 燃料及び燃焼（燃料、燃焼理論、熱精算、熱管理）

(ニ) 汽罐に関する法令

二 一級汽罐士

(イ) 汽罐構造（汽罐構造、附屬設備、汽罐材料、汽罐据付法、工作大意）

(ロ) 汽罐取扱方法（汽罐取扱、汽罐保全、罐水處理）

汽罐士の試験科目

受験の申請

汽罐士免許の取り消し

- (ハ) 燃料及び燃焼（燃料、燃焼理論、熱管理）
 - (ニ) 汽罐に関する法令（構造規格を除く）
 - 三 二級汽罐士
 - (イ) 汽罐構造
 - (ロ) 汽罐取扱方法
 - (ハ) 燃料及び燃焼
 - (ニ) 汽罐に関する法令（構造規格を除く）
 - (ホ) 投炭及び汽罐操作
- 第三百十五條 汽罐士試験を受けようとする者は様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。
- 第三百十六條 都道府縣労働基準局長は、汽罐士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。
- 一 故意又は重大な過失によつて火災汽罐の破裂又はこれに準ずる事故を起したとき
 - 二 汽罐取扱主任者である汽罐士が第二百四條の規定に違反したとき
 - 三 汽罐士試験について不正の行爲があつたとき
 - 四 汽罐士免許證を他人に貸與したとき
 - 五 第三百十二條第一項第二號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百十七條 汽罐士免許證を失い又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第六節 汽罐溶接士

第三百十八條 第四十四條第一項第二號の業務に就く者は、汽罐溶接士免許を受けた者（汽罐溶接士）でなければならない。

第三百十九條 都道府縣労働基準局長は、汽罐溶接士試験に合格した者に、様式第三十九號による特別汽罐溶接士免許證又は普通汽罐溶接士免許證を交付する。

第三百二十條 左の各號の一に該當する者は、汽罐溶接士試験を受けることができない

- 一 身體又は精神に缺陷があつて、汽罐溶接作業に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法による申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 汽罐溶接士免許の取消を受けた後、一年を経過しない者
- 四 溶接作業に関する養成施設で一年以上の訓練を受けない者

特別汽罐溶接士試験は、前項の規定によるの外、普通汽罐溶接士免許を受けた後、一年以上溶接の経験ある者でなければ、受験することはできない。

第三百二十一條 汽罐溶接士試験は、學科試験及び實技試験によつてこれを行う。但し労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認められた者については、學科

汽罐溶接士の試験受資格無者

試験の科目

試験の全部又は一部を免除することができる。

學科試験は、左の各號の科目について、これを行う。

- (イ) 汽罐構造大意、汽罐材料大意
- (ロ) 汽罐工作大意、修繕方法
- (ハ) 熔接施行方法の概要
- (ニ) 熔接棒及び熔接部性質の概要
- (ホ) 熔接部検査方法の概要
- (ヘ) 熔接機取扱方法
- (ト) 熔接に關する安全大意
- (チ) 汽罐熔接に關する法令

實技試験は、告示で別に定める汽罐熔接士實技試験規程によつてこれを行う。

第三百二十二條 汽罐熔接士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

受験の申請の
免許の有効期間

第三百二十三條 汽罐熔接士免許證の有効期間は一年とする。但し、都道府縣労働基準局長は、引續き熔接業務をしようとする者について、有効期間を更新することができる。

前項の有効期間が満了した後、引續き汽罐熔接業務に就こうとする者は、有効期間の

満了する前に、様式第四十號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請しなければならない。

免許の取り消し

第三百二十四條 都道府縣労働基準局長は、汽罐熔接士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて、火災、又はこれに準ずる事故を起したとき
 - 二 汽罐熔接士試験について不正の行爲があつたとき
 - 三 汽罐熔接士免許證を他人に貸與したとき
 - 四 第八十六條第一項第一號に該當するに至つたとき
- 前項の處分を受けた者は遅滞なく免許證を返還しなければならない。
- 第三百二十五條** 汽罐熔接士免許證を失い、又は損じたときは、様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。
- 第三百二十六條** 汽罐熔接士の汽罐熔接の作業範圍は、左の區分によらなければならない。

特別汽罐熔接士

- 一 厚さ二十五ミリメートルを超える胴（胴に取付品を熔着する場合を含む）鏡板、ドーム、管寄、その他の主要部分の熔接
- 二 特殊鋼又は引張強さ五十キログラム毎平方ミリメートルを超える材料の熔接

免許の再交付申請
汽罐熔接士の作業範圍

普通汽罐熔接士

前號以外の熔接

汽罐熔接士は、前項の作業を行うときは、汽罐熔接士免許證に記載する型式以外の熔接機を、使用してはならない。

第二章 揚重機

第一節 總 則

揚重機の定義

第三百二十七條 この命令で揚重機とは、第一號乃至第四號に該當する起重機又は第五號及び第六號に該當するエレベータをいう。但し、動力を使用しないものについてはこの限りでない。

- 一 卷上能力三トン以上の起重機
- 二 つかみ能力〇・五トン以上のグラブバケット付起重機
- 三 主柱又はブームの長さ十メートル以上の起重機
- 四 卷上能力二トン以上のガイデリック又は足付デリック
- 五 高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ
- 六 積さい能力二トン以上の人荷共用又は荷物用のエレベータ

第三百二十八條 揚重機を設置しようとする者は様式第四十一號による認可申請書に摘要書及び圖面を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

摘要書の記載事項

第三百二十九條 認可申請書に添附する摘要書には、左の事項を記載しなければならない。但し、その事項を圖示する場合は、この限りでない。

- 一 天井走行起重機
 - (イ) 起重機を据え付ける箇所の建設物の構造及び建設物との關係
 - (ロ) 起重機の地上よりの高さ、スパン及び走行區域
 - (ハ) 走行區域内にある施設の概要
 - (ニ) 機體（運轉臺を含む）の構造主要寸法及び重量
 - (ホ) 機體上の歩道及び昇降設備
 - (ヘ) 卷上、横行及び走行装置並びに原動機の構造、能力、主要寸法、重量及び据付方法
 - (ト) 卷上用鋼索の構造、徑及び取付方法
 - (チ) 制動機の構造及び作用
 - (リ) 各種安全装置の構造及び作用
 - (ヌ) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用
- 二 ガイデリック
 - (イ) 主柱及びブームの構造、主要寸法及び重量
 - (ロ) 主柱の基礎

- (ハ) ブームの取付方法
 - (ニ) 控の構造、數、徑、配置及び取付寸法
 - (ホ) 卷上、旋回及び起伏速度
 - (ヘ) 卷上用、旋回用及び起伏用鋼索の構造、徑及び取付方法
 - (ト) 卷上用及び起伏用ブロックの構造、主要寸法及び重量
 - (チ) 卷上機及び原動機の種類、能力、構造、主要寸法、重量及び据付方法
 - (リ) 制動機の構造及び作用
 - (ヌ) 各種安全装置の構造及び作用
 - (ル) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用
- 三 その他の起重機にあつては、前二號の摘要書に準ずる
- 四 ユンクリート用エレベータ
- (イ) 昇降塔の高さ及び構造
 - (ロ) 流樋の構造、主要寸法、重量及び取付方法
 - (ハ) 控の構造、數、徑、配置及び取付方法
 - (ニ) 流通懸垂用ブームを使用するときは、その構造、主要寸法重量及び取付方法
 - (ホ) 卷上用鋼索の構造、徑及び取付方法
 - (ヘ) バケットの構造、主要寸法、重量及び取付方法

第三百三十條 認可申請書に添付する圖面は、左の事項を記載しなければならない。

- (ト) タワーピットの構造
 - (チ) 昇降塔への昇降設備
 - (リ) 運轉臺の位置
 - (ヌ) 卷上機及び原動機の種類、能力、構造、主要寸法、重量及び据付方法
 - (ル) 制動機の構造及び作用
 - (ヲ) 特殊の装置があるものはその構造及び作用
- 五 その他のエレベータ
- (イ) 昇降體の構造、主要寸法、重量、取付方法及び速度
 - (ロ) 昇降路の構造及び設備
 - (ハ) 軌條の構造
 - (ニ) 卷上用及び平衡錘用鋼索の構造、徑及び取付方法
 - (ホ) 平衡錘の構造、主要寸法及び重量
 - (ヘ) 卷上機及び原動機の種類、能力、位置、構造、主要寸法及び据付方法
 - (ト) 制動機の構造及び作用
 - (チ) 各種安全装置の構造
 - (リ) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用

落成検査

- 一 設置場所の四隣の概要
 - 二 建設物との関係
 - 三 全般を示す平面圖及び正面圖
 - 四 機體及び走行路、支柱及びブーム又は昇降體及び昇降路の構造
 - 五 卷上用及び平衡用鋼索又は控の取付方法
 - 六 卷上機、原動機その他の機械の構造及び配置
 - 七 制動機及び各種安全装置の構造
 - 八 電氣配線
 - 九 特殊の装置があるものは、その構造
- 第三百三十一條 揚重機の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。
- 労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した揚重機について様式第四十二號による揚重機検査證を交付する。
- 労働基準監督署長は、落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して揚重機検査證を交付することができる。
- 揚重機は揚重機検査證の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。
- 揚重機検査證を失い、又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請

變更の認可申請

變更検査

使用休止の報告

- することができる。
- 第三百三十二條 揚重機の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは承継者は、十日以内に、所轄労働基準監督署長に申請し、揚重機検査證の書換を受けなければならない。
- 第三百三十三條 揚重機の能力に關係する部分を變更（修繕を含む）しようとするときは様式第二十三號による認可申請書に、揚重機検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 第三百三十四條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければ、これを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 第三百三十五條 揚重機の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 揚重機の使用休止中、性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければ、これを使用してはならない。
- 前項の性能検査を受けようとするときは、様式第十號によつて労働基準監督署長に申請しなければならない。
- 揚重機の使用を廢止しようとするときは、揚重機検査證を労働基準監督署長に返還し

なければならない。

第三百三十六條 検査申請者は、検査に立ち會わなければならない。

第二節 構造設備

揚重機
主要部
構造

第三百三十七條 揚重機の主要部分は、鐵材で造らなければならない。但し、巻上能力五トン以下若しくはブームの長さ十二メートル以下の足付デリック又は使用期間六箇月以内であつて、コンクリート十切以下、高さ十八メートル未満のコンクリート用エレベータはこの限りでない。

卷胴、
みぞ車
の徑

第三百三十八條 揚重機の卷胴又はみぞ車の徑は、これに使用する巻上用鋼索の徑の二十五倍以上としなければならない。但し、人荷共用のエレベータでは四十倍以上、土木建築工事用の揚重機では、二十倍以上としなければならない。滑車の徑は、前項の値を十倍以上としなければならない。

第三百三十九條 揚重機の巻上機には、適當な制動装置を設けなければならない。

第三百四十條 揚重機には、適當な巻過ぎ防止の安全装置を設け又はこれに準ずる安全な措置を講じなければならない。

第三百四十一條 鋼索の安全係数は、左に掲げる値以上としなければならない。

- 一 人荷共用のエレベータ 十
- 二 その他の揚重機 六

鋼索の
安全係
數

三 控 線

四

第三百四十二條 揚重機には、適當な信號方法を定め、又は信號装置を設けなければならない。

第三百四十三條 揚重機に附屬するボルト、キー、ピン等は、脱落による危険を防止するため適當な措置を講じなければならない。

第三百四十四條 揚重機の運轉臺に至る間及びコンクリート昇降塔、その他労働者が昇降を必要とする部分には、安全且つ堅固なはしご、その他の昇降設備を設けなければならない。

揚重機の掃除、注油、點檢等のため、通行を必要とする箇所には、安全な通行設備を設けなければならない。

第三百四十五條 揚重機のトロリ線その他の電氣設備で通行の際感電のおそれのある箇所には、これを防止する適當な設備を設けなければならない。

第三百四十六條 揚重機の運轉臺は、作業に必要な視界を妨げる位置を避けなければならない。

但し、作業の性質上やむを得ないものは、この限りでない。

第三百四十七條 起重機の運轉室は、左の事項を具備しなければならない。

(イ) 安全な運轉に支障のない大きさとすること

昇降設
備の設

感電防
止の措

運轉臺
の位置

運轉室
の構造

控の具
備すべき
事項

緩衝装
置の設

- (ロ) 運轉に必要な潤滑を妨げない構造とすること
 - (ハ) 煤煙粉じん又は寒暑の著しいものでは密閉型とすること
 - (ニ) 振動防止の構造とすること
 - (ホ) 運轉臺に備え付ける用具は不意に落下する危険を防ぐ措置を講ずること
- 第三百四十八條 控は、左の事項を具備しなければならない。
- 一 控線だけで支持する場合は、六本以上用い、なるべく等間隔に配置すること
 - 二 水平面との角度は、六十度以内とし、やむを得ない場合は、控線の数を増加する等適當な補強方法を講ずること
 - 三 ターンバックル、ロープシンブル、ロープクリップ等を用いて緊張すること
 - 四 確實な控杭、鐵骨等に堅固に取り付けること
 - 五 動力線、架空電線に近接して配置しないこと
- 第三百四十九條 走行起重機及び人荷共用のエレベータには、適當な緩衝装置を設けなければならない。
- 第三百五十條 ガイデリックの主要部分の安全係数は、ブームの使用極限半徑において四以上としなければならない。
- 第三百五十一條 ブーム付起重機には、支柱の垂直の程度を指示する装置及びブームを極限半徑を超えて起伏させないための安全指示装置を備えなければならない。

エレベ
ータ各
部の動
荷重の
安全装
置の設
備

昇降路
の具備
すべき
事項

- 第三百五十二條 エレベータの各部の強度計算における動荷重は床面積一平方メートルについて、人荷共用のエレベータにあつては、三百七十キログラム以上、荷物用のエレベータにあつては、二百五十キログラム以上としなければならない。
- 第三百五十三條 人荷共用のエレベータには、左の各號の安全装置を設けなければならない。
- 一 卷上用鋼索又は附屬金具が、切斷又は破損した場合に、昇降體の落下を自動的に防止するもの
 - 二 昇降體停止の位置を自動的に限定するもの、又は停止の位置を過ぎたときに自動的に制動するもの
 - 三 動力しや斷の際、惰性による原動機の回轉を自動的に制動するもの
 - 四 昇降體の速度が、豫定の限度以上に達したとき動力を自動的にしや斷するもの
- 第三百五十四條 人荷共用のエレベータの昇降體及び平衡錘は、二以上の鋼索で各條別箇に取り付け、且つ、進路には昇降路の頂上より下底に達する適當なガイドを設けなければならない。
- 第三百五十五條 昇降路は左の事項を具備しなければならない。但し、特殊の構造でやむを得ないものは、この限りでない。
- 一 主要部分は、不燃性の材料で造ること